

1. 資源ごみの公共収集（資源化するものに限る） 平成21年度実績（平成22年4月1日現在）

【品目コード】

紙類	11.新聞 12.雑誌 13.段ボール 14.紙パック 15.紙製容器包装（包装紙,紙袋,菓子箱等） 16.雑紙（紙製容器包装に限らずその他紙類として）					
金属	21.スチール缶 22.アルミ缶 23.小型金属（鍋など） 24.大型金属					
ガラス	31.生ビン 32.無色ビン 33.茶色ビン 34.その他の色のビン					
ペットボトル・プラスチック	41.PET 42.白色トレイ 43.（白色トレイ以外の）プラスチック製容器包装 44.その他プラ（プラスチック製容器包装以外）					
その他	51.布類 52.生ごみ 53.廃食油 54.剪定枝 55.その他					

市町村名	収集方法				処理方法				
	ステーション回収	戸別回収	拠点回収	その他	そのまま有価売却	自ら処理後売却	処理委託後売却	(財)容器包装リサイクル協会へ委託	その他
千葉市	11, 12, 13, 14, 16, 21, 22, 23, 31, 32, 33, 34, 41, 51	24	11, 12, 13, 14, 16, 51	52(モデル事業として、一部地域でステーション回収)		21, 22, 23, 24, 31, 32, 33		34, 41	
銚子市	11, 12, 13, 15, 21, 22, 31, 32, 33, 34, 41, 43		14, 42		11, 12, 13, 14, 15, 21, 22, 31, 32, 33, 34			41, 42, 43	
市川市	11, 12, 13, 14, 16, 21, 22, 31, 32, 33, 34, 41, 42, 43, 51		14, 41		11, 12, 13, 14, 16, 51		21, 22, 31, 32, 33	34, 41, 42, 43	
船橋市	21 22 23 31 32 33 34		41				21 22 23 31 32 33 34	34 41	
館山市	11, 12, 13, 14, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 34, 41, 42, 43				11, 12, 13, 14	21, 22, 23, 24		32, 33, 34, 41, 42, 43	31
木更津市	11. 12. 13. 14. 15. 16. 21. 22. 31. 32. 33. 34. 41. 42. 43. 51				11. 12. 13. 14. 15. 16. 51		21. 22	32. 33. 34. 41. 42. 43	
松戸市	11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 23, 31, 32, 33, 34, 42, 43, 44, 51, 52, 53, 54, 55		41		11, 12, 13, 14, 15	21, 22, 23, 31, 32, 33, 51		34, 41, 42, 43	
野田市	11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 34, 41, 51	54		15, 16:混合収集 43:不燃ごみとして 収集後手選別				34, 43	
茂原市	11. 12. 13. 14. 15. 16. 21. 22. 31. 32. 33. 34. 41. 51. 55		11. 12. 13. 14. 15. 16. 21. 22. 31. 32. 33. 34. 41. 51		11. 12. 13. 14. 15. 16. 51	21. 22	31. 32. 33	34. 41	55
成田市	21. 22. 23. 31. 32. 33. 34. 41 (41は下総・大栄地区のみ)		(下総・大栄地区を除く地区) 41. 53 (下総・大栄地区) 53		(下総・大栄地区を除く地区) 21. 22. 23. 31. 32. 33. 34. 53 (下総・大栄地区) 21. 22. 23. 31. 53			(下総・大栄地区を除く地区) 41 (下総・大栄地区) 32. 33. 34. 41	
佐倉市	15, 21, 22, 23, 32, 33, 34, 43	23, 24	41, 53, 55				21, 22, 23, 24, 32, 33, 34, 53, 55	15, 41, 43	
東金市	21, 22, 23, 31, 32, 33, 34, 41	24	(リサイクル倉庫を市内8ヶ所に設置) 11, 12, 13, 51		11, 12, 13, 21, 22, 41, 51	23, 24		32, 33, 34	
旭市	11, 12, 13, 14, 15, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 34, 41, 42, 43, 51				11, 12, 13, 14, 15, 51	21, 22, 23, 24		34, 41	31, 32, 33, 42, 43
習志野市	11, 12, 13, 14, 16, 21, 22, 31, 33, 34, 41, 51		42		11, 12, 13, 14, 16, 51	21, 22, 31, 32, 33, 41		34, 42	
柏市	11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 34, 41, 42, 43, 51						11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 51	34, 41, 42, 43	

市町村名	収集方法				処理方法				
	ステーション回収	戸別回収	拠点回収	その他	そのまま有価売却	自ら処理後売却	処理委託後売却	(財) 容器包装リサイクル協会へ委託	その他
勝浦市	11. 12. 13. 14. 15. 16 21. 22. 23. 24 31. 32. 33. 34				11. 12. 13. 14. 15. 16 23. 24 41	21. 22	31. 32. 33. 34		42. 43. 44
市原市	11、12、13、14、16、21、22、31、 32、33、34、51		41		11、12、13、14、16、 21、22、31、51			32、33、34、41	
流山市	11, 12, 13, 14, 16, 21, 22, 32, 33, 34, 41, 42, 43, 44, 51				11, 12, 13, 14, 16, 51		21, 22, 41	32, 33, 34, 42, 43	44 (焼却処分)
八千代市	11. 12. 13. 14. 15. 16. 21. 22. 23. 31. 32. 33. 34. 41. 51		14. 41. 42 (スーパー・公民館 で 拠点回収)		11. 12. 13. 14. 15. 16		21. 22. 23. 32. 41	34	31. 33. 42. 51 処理せずに引取り (無料)
我孫子市	11. 12. 13. 14. 16. 21. 22. 23 24. 31. 32. 33. 34. 41. 42. 43 51. 52. 53. 54. 55				11. 12. 13. 14. 16. 23. 24 51. 53		21. 22. 31. 32. 33. 41	34. 42. 43	52. 54. 55は、処理を委託
鴨川市	11. 12. 13. 14. 21. 22. 23. 32. 33. 34. 41. 42. 51. 55				11. 12. 13. 14. 21. 22. 23. 41	42		32. 33. 34. 41	51. 55
鎌ヶ谷市	11 12 13 14 15 16 21 22 23 31 32 33 34 41 42 43 51	24			24	11 12 13 14 15 16 21 22 23 31 32 33 51		34 41 42 43	
君津市	11, 12, 13, 14, 16, 21, 22, 31, 32, 33, 34, 41, 43, 51	54			11, 12, 13, 14, 16, 31, 51	21, 22	41, 54	32, 33, 34, 41, 43	
富津市	11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 23, 32, 33, 34, 41, 43, 51				11, 12, 13, 14, 15, 51		21, 22, 23	32, 33, 34, 41, 43	
浦安市	11, 12, 13, 14, 15, 21, 22, 23, 31, 32, 33, 34, 41, 43, 52, 52	11, 12, 13, 14 , 15, 23, 43, 5 2, 53, 54	14, 15, 42, 51, 53		31	11, 12, 13, 16, 21, 22, 32, 33, 41, 42		34	
四街道市	11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 23, 31, 32, 33, 34, 41, 42, 43, 44, 51, 52, 54			24, 53, 55					
袖ヶ浦市	11・12・13・16・21・22・23 32・33・34・41・51			11. 12. 13. 14. 15. 16. 2 1. 22. 32. 33. 34. 41. 51 . 53.	11. 12. 13. 14. 15. 16. 51. 5 3	21. 22. 32. 33. 34. 41.			
八街市	11/12/13/14/16/21/22/23/31/32/33/ 34/41/43/44	24	53		11/12/13/14/16/23/41/4 4	21/22	31/32/33/34	43	
印西市	11. 12. 13. 16. 21. 22. 31. 32. 33. 34. 41. 42. 43. 51		53		11. 12. 13. 14. 15. 16. 51. 5 3		21. 22. 31. 32. 33. 34	41. 42. 43	
白井市	11. 12. 13. 14. 15. 16. 21. 22. 23. 31. 32. 33. 34. 41. 42. 43. 51	24	53		11. 12. 13. 14. 15. 16. 51. 5 3. 55	23. 24	21. 22	31. 32. 33. 34. 41. 42. 43	
富里市	14. 21. 22. 23. 32. 33. 34. 41		14		14	21. 22		32. 33. 34. 41	23
南房総市	11. 12. 13. 14. 15. 16. 21. 22. 23. 31. 32. 33. 34. 41. 42. 43. 44. 51. 52. 53. 54	24	-	-	11. 12. 13. 21. 22. 23. 24			32. 33. 34. 41	
匝瑳市	11. 12. 13. 14. 15. 16. 21. 22. 23. 32. 33. 34. 41. 42. 43. 51						11. 12. 13. 21. 22. 23	15. 32. 33. 34. 41. 42. 43	
香取市	11. 12. 13. 14. 15. 16. 21. 22. 23. 24. 32. 33. 34. 41. 51				11. 12. 13. 14. 15. 16. 51	21. 22. 23. 24		32. 33. 34. 41	
山武市	成東地域 21. 22. 23. 32. 33. 34. 41 山武・松尾・蓮沼地域 11. 12. 13. 14. 21. 22. 23. 32. 33. 34. 41. 42. 51	成東地域 24			成東地域 21. 22. 41 山武・松尾・蓮沼地域 11. 12. 13. 14. 41. 42. 51	成東地域 23. 24 山武・松尾・蓮沼地域 21. 22. 23		成東地域 32. 33. 34 山武・松尾・蓮沼地域 32. 33. 34	

市町村名	収集方法				処理方法				
	ステーション回収	戸別回収	拠点回収	その他	そのまま有価売却	自ら処理後売却	処理委託後売却	(財) 容器包装リサイクル協会へ委託	その他
いすみ市	11. 12. 13. 14. 15. 16. 21. 22.	24			11. 12. 13. 14. 15. 16. 24. 31. 41	21. 22. 23		32. 33. 34. 41	
酒々井町	21. 22. 23. 32. 33. 34	24. 55(粗大ごみ)	41. 55(廃蛍光灯・乾電池)		21. 22	23. 24. 32. 33. 34. 55(粗大ごみ)	55(廃蛍光灯・乾電池)	41	
栄町	11 12 13 14 16 21 22 32 33 34 41 42 43 51				11 12 13 14 16 51		21 22 32 33 34	41 42 43	
神崎町			11. 12. 13. 14. 51				11. 12. 13. 14. 51		
多古町	11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 34, 41, 42, 43		11, 12, 13, 14, 15, 16, 51		11, 12, 13, 14, 15, 16, 51				
東庄町	11. 12. 13. 14. 15. 16. 21. 22. 23. 31. 32. 33. 34. 41. 51.			54	11. 12. 13. 14. 15. 16. 51	21. 22	41	32. 33. 34	31
大網白里町	21. 22. 32. 33. 34. 41. 55	24	11. 12. 13. 14. 51. 55 (町内4カ所にリサイクル回収倉庫設置)		11. 12. 13. 14. 21. 22. 41. 51. 53	23. 24		32. 33. 34	
九十九里町	41	24	11. 12. 13. 14. 55	21. 22. 23. 32. 33. 34 (路線回収)	11. 12. 13. 14. 21. 22. 41	23. 24		32. 33. 34	
芝山町	11. 12. 13. 14. 21. 22. 23. 32. 33. 34. 41. 42. 51.				11. 12. 13. 14. 41. 42. 51	21. 22. 23.		32. 33. 34	
横芝光町	11. 12. 13. 14. (光地域のみ 15. 16.) 21. 22. 23. 32. 33. 34. 41. 42. (光地域は42も43へ含める) 51.		53. 横芝地域は各集会所 光地域は各小学校		(横芝地域のみ 11. 12. 13. 14. 41. 42. 51.) 53.	(横芝地域のみ 21. 22. 23.)	(光地域のみ 11. 12. 13. 21. 22. 23.)		
一宮町	11. 12. 13. 14. 15. 16. 21. 31. 32. 33. 34. 41. 51. 55				11. 12. 13. 14. 15. 16. 51	21. 22	31. 32. 33	34. 41	55
睦沢町	11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 31, 32, 33, 34, 41, 51, 55				11, 12, 13, 14, 15, 16, 51	21, 22	31, 32, 33	34, 41	55
長生村	11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 31, 32, 33, 34, 41, 51, 55				11, 12, 13, 14, 15, 16, 51	21, 22	31, 32, 33	34, 41	55
白子町	11. 12. 13. 14. 15. 16. 21. 22. 31. 32. 33. 34. 41. 51. 55				11. 12. 13. 14. 15. 16. 51	21. 22	31. 32. 33	34. 41	55
長柄町	11. 12. 13. 14. 15. 16. 21. 22. 31. 32. 33. 34. 41. 51. 55				11. 12. 13. 14. 15. 16. 51	21. 22	31. 32. 33	34. 41	55
長南町	11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 31, 32, 33, 34, 41, 51, 55				11, 12, 13, 14, 15, 16, 51	21, 22	31, 32, 33	34, 41	55
大多喜町	11. 12. 13. 14. 21. 22. 23. 31. 32. 33. 34. 41. 43. 44. 53.				11. 12. 13. 14. 23. 24. 31. 51. 53.	21. 22. 32. 33. 34. 41. 53		34. 43.	44
御宿町	11, 12, 13, 14, 16, 21, 22, 23, 32, 33, 34, 41, 42, 43, 51	24, 55			11, 12, 13, 14, 16	21, 22, 23, 24, 41			32, 33, 34, 42, 43, 51, 55
鋸南町	11. 12. 13. 14. 21. 22. 23. 31. 32. 33. 34. 41. 51	24			11. 12. 13. 14. 23. 24. 31. 51	21. 22		32. 33. 34. 41	

2. 集団回収に対する助成等

市町村名	助成制度の有無	補助品目と単価		補助金交付額（単位：円）	
		回収団体	回収業者	回収団体	回収業者
千葉市	有	新聞・雑誌・雑がみ・段ボール・紙パック・布類 3 円/kg 拠点回収団体のみ月500円加算	新聞1.0円/kg 雑誌・雑がみ3.7円/kg 段ボール2.7円/kg 紙パック3.7円/kg 布類13.9円/kg	64,755,000	48,839,000
銚子市	有	鉄類、アルミ類、新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、繊維類、ガラスビン、ビンケース 助額4円/kg	鉄類、アルミ類、新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、繊維類、ガラスビン、ビンケース補助額2円/kg	2,014,171	1,400,860
市川市	有	紙類（新聞、雑誌、段ボール、紙パック）、布類、ビン（生ビン、雑ビン）、カン：3円/kg	紙類（新聞、雑誌、段ボール、紙パック）、布類：3円/kg ビン（雑ビン）、カン：40円/kg	16,266,000	60,221,220
船橋市	有	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・古着 3円/kg	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・古着 単価方式ではなく、あらかじめ決めた必要経費と売上を比較し、不足分を補助する。	64,539,660	127,208,836
館山市	無				
木更津市	有	紙類、繊維類、びん類 3円/kg	紙類、繊維類、びん類 2円/kg	4,488,912	2,990,370
松戸市	有	紙類 2円/1kg	紙類(第1期(4-6月)25円/1kg : 第2期(7-9月),第3期(10-12月)20円/1kg : 第4期(1月-3月)21.5円/1kg)	34,560,360	19,382,988
松戸市	有	空き缶 2円/1kg	空き缶(第1期(4-6月)25円/1kg : 第2期(7-9月),第3期(10-12月)20円/1kg : 第4期(1月-3月)21.5円/1kg)	2,334,144	24,506,595
松戸市	有	ガラスびん類 2円/1kg	ガラスびん類(第1期(4-6月)25円/1kg : 第2期(7-9月),第3期(10-12月)20円/1kg : 第4期(1月-3月)21.5円/1kg)	3,313,000	34,876,658
松戸市	有	ペットボトル 10円/1kg	ペットボトル 62.7円/1kg	12,904,900	79,214,553
野田市	有	繊維類： 3円	繊維類： 3円	繊維類： 1,522,410円	繊維類： 1,599,098円
野田市	有	紙類： 3円	新聞： 4.5円	紙類： 16,379,526円	新聞： 11,172,310円
野田市	有	金属類： 3円	段ボール： 4.5円	金属類： 1,346,295円	段ボール： 5,004,620円
野田市	有	生びん： 3円	雑誌： 4円	生びん： 296,880円	雑誌： 8,569,512円
野田市	有	雑びん： 10円	金属類： 19円	雑びん： 10,123,570円	金属類： 8,954,957円
野田市	有	空き缶： 18円	雑びん： 20円	空き缶： 8,936,550円	雑びん： 21,276,927円
野田市	有	ペットボトル： 5円	空き缶： 13円	ペットボトル： 1,830,175円	空き缶： 6,810,122円
野田市	有		ペットボトル： 2,730,000円（月）		ペットボトル： 32,760,000円
茂原市	有	1円/kg：新聞、雑誌、段ボール 1円/kg：ビン類 1円/kg：アルミ缶、スチール缶		4,353,968	

市町村名	助成制度の有無	補助品目と単価		補助金交付額（単位：円）	
		回収団体	回収業者	回収団体	回収業者
成田市	有	10円/kg 紙、布、缶、ビン、金属類、ペットボトル (ペットボトルは下総・大栄地区を除く地区のみ対象)	4円/kg 紙、布、缶、ビン、金属類、ペットボトル (ペットボトルは下総・大栄地区を除く地区のみ対象)	24,517,000	9,806,800
佐倉市	有	新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、ビン、カン、古繊維。21年10月より2円/kgから3円/kgに改定	新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、古繊維。21年10月より1円/kgから2円/kgに改定	16,951,368	10,108,638
東金市	有	紙類 3円/kg 繊維類 3円/kg		1,209,231	
旭市	有	繊維類(布類)、紙類、金属類、瓶類、ペットボトル (1kg当り5円)		623,875	
習志野市	有	新聞、雑誌、段ボール、紙パック、スチール缶、アルミ缶、生ビン、無色ビン、茶色ビン、その他の色のビン、布類(5円/kg)	同左(4円/kg)	21,987,075	17,594,832
柏市	無				
勝浦市	無				
市原市	有	補助品目：鉄類、非鉄金属類、新聞、雑誌、段ボール、紙パック、布類、生きびん、ペットボトル 補助金額：ペットボトルは10円/kg、それ以外4円/kg	補助品目：回収団体に同じ。補助金額：ペットボトル25円/kg、古紙5円/kg。それ以外4円/kg	平成21年度実績：19,405,843円 (回収量：4,697t 団体数：284団体)	(回収量：4,697t 協力業者数：7企業)
流山市	有	紙類・布類・缶金属類・びん類 8円/kg	紙類・布類 9.8円 缶金属類・びん類 12.8円/kg	66,532,880	87,610,018
八千代市	有	新聞、雑誌、ダンボール、古繊維、ビン、缶各4円/kg	同左	10,374,468	10,374,468
我孫子市	無				
鴨川市	有	1円/kg 繊維類、紙類、金属類、ビン類		729,894	
鎌ヶ谷市	有	3円/kg(新聞・雑誌・ダンボール・布類) 4円/kg(空きビン(カレット含む)・金属類(空缶含む))	9円/kg(新聞・雑誌・ダンボール・布類・空きビン(カレット含む)・金属類(空缶含む))	4,612,330	12,817,170
君津市	有	新聞、雑誌、牛乳パック、アルミ缶、スチール缶、繊維類、鉄くず、生きびん、単価2円/kg	新聞、雑誌、牛乳パック、アルミ缶、スチール缶、繊維類、鉄くず、生きびん、単価1円/kg	1,104,132	543,094
富津市	有	新聞紙、雑誌類、段ボール、ウエス、アルミ缶、びん 1kgあたり3円	品目は左記同じ 1kgあたり1円	2,631,903	872,577

市町村名	助成制度の有無	補助品目と単価		補助金交付額（単位：円）	
		回収団体	回収業者	回収団体	回収業者
浦安市	有	7円/kg（新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙パック、古着・古布、紙製容器包装）	3円/kg（新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙パック、古着・古布、紙製容器包装）	37,275,560	15,576,660
四街道市	有	牛乳パック8円、新聞・雑誌・ダンボール5円、繊維類5円、びん類5円、金属類5円、廃食油8円、ペットボトル33円/キロ	牛乳パック4円、新聞・雑誌・ダンボール4円、繊維類4円、びん類4円、金属類4円、ペットボトル70円/キロ	6,299,637	4,945,428
袖ヶ浦市	有	紙類、金属、ガラスビン、ペットボトル、布類、廃食用油 全て 1kgにつき4円		10,328,680	
八街市	有	5円/kg（古紙類・スチール缶・アルミ缶・ビン類）		3,807,230	
印西市	有	5円/kg：紙類、繊維類、ビン類、金属類、	2円/kg：紙類、繊維類、ビン類、金属類	12,312,695	3,646,692
白井市	有	5円/kg（紙類・布類・ビン類・金属類）	5円/kg（紙類・布類・ビン類・金属類）	3,444,975	4,049,598
富里市	有	5円/kg：新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・パッケージペーパー・繊維・アルミ缶・ビン	3円/kg：新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・パッケージペーパー・繊維・アルミ缶・ビン	5,226,940	3,136,164
南房総市	無				
匝瑳市	有	繊維類、紙類、金属類及びビン類 各5円以内/kg （会計年度当たり限度額は、1団体につき200,000円）		1,157,122	
香取市	有	紙類・布類 3円/kg		4,037,874	
山武市	有	紙類、繊維類、缶類、ペットボトル、白色トレイ 全品目1kgにつき3円		紙類 2,479,242円 繊維類 89,874円 缶類 93,084円 ペットボトル 12,945円 白色トレイ 0円	
いすみ市	有	繊維類、古紙類、ビン類、金属類、その他・3円/kg		840,099	
酒々井町	有	新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、ビン、金属、古繊維 3円/kg	新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、ビン、金属、古繊維 2円/kg	2,681,757	1,787,838

市町村名	助成制度の有無	補助品目と単価		補助金交付額（単位：円）	
		回収団体	回収業者	回収団体	回収業者
栄町	有	紙類・繊維類・ビン類・金属類 3円/kg	紙類・繊維類・ビン類・金属類 3（4～11月）円/kg 4（12～3月）円/kg	2,806,821	3,103,644
神崎町	有	紙類・繊維類・金属類・ビン類 各3円/kg		571,030	
多古町	無				
東庄町	無				
大網白里町	有	紙類（5円/kg） 繊維類（5円/kg） ビン類（5円/kg） 金属類（5円/kg） アルミ缶（10円/kg）		紙類=5,011,700円 繊維類=5,350円 ビン類=52,735円 金属類=27,445円 アルミ缶=152,790円	
九十九里町	有	3円/kg（紙類・繊維類・カン・ビン）		205,140	
芝山町	有	3円/kgの補助	新聞、雑誌、ダンボール、衣類、ビール瓶、一升瓶、牛乳パック、アルミ缶、スチール缶	262,803	
横芝光町	有	紙類・繊維類・アルミ類 3円/kg			
一宮町	無				
睦沢町	無				
長生村	無				
白子町	無				
長柄町	無				
長南町	無				
大多喜町	無				
御宿町	有	カン、ビン、古紙等資源物：3円/kg		303,900	
鋸南町	無				

3. 集団回収の実施団体数等

市町村名	小学校等によるPTA等回収		町内会・自治会等による回収		子供会による回収		その他		
	実施団体数	回収量 (kg)	実施団体数	回収量 (kg)	実施団体数	回収量 (kg)	実施団体数	回収量 (kg)	備考
千葉市	88	4,669,800	370	8,056,910	193	3,930,290	150	3,698,260	老人会、婦人会
銚子市	9	135,112	35	525,435	19	285,236	6	90,074	任意有志団体
市川市	29	788,479	73	1,835,300	52	1,058,482	110	1,739,739	マンション管理組合、高齢者クラブ、婦人会、市民団体、ボーイスカウト
船橋市			31	21,513,220					
館山市									
木更津市	16	536,177	13	206,680	26	557,644	12	195,803	
松戸市	32	455,080	236	16,302,720	43	1,675,212	161	2,961,230	老人会、婦人会、管理組合、社宅・寮など
野田市	6	20,346	350	8,313,949	2	50,745	2	4,864	老人クラブ、専門学校寮
茂原市	25	141,130	231	5,218,758	5	51,603	33	125,634	長寿会・婦人会
成田市	35	943,865	83	986,422	43	481,892	6	39,521	老人クラブ等
佐倉市	14	629,484	51	1,398,538	115	4,145,485	35	646,644	婦人会・同好会等
東金市	16	193,730	6	66,127	3	133,450	2	9,770	有志の集まり
旭市	3	16,360	5	24,039	2	9,489	13	111,527	老人クラブ、スポーツ少年団
習志野市	42	818,665	74	2,881,147	16	698,896			
柏市									
勝浦市	10	218,000							
市原市	75	1,740,011	74	1,322,583	74	838,173	53	796,565	老人会、婦人会、サークル、福祉施設、会社の寮等
流山市	16	447,950	152	7,031,160	10	243,210	51	772,140	老人会(15)、婦人会(1)、少年野球チーム(1)、公共施設(34)
八千代市	20	1,212,464	28	648,863	9	206,990	22	525,300	管理組合保護者会各種団体
我孫子市									
鴨川市	15	509,000	5	31,000	20	134,000	8	56,000	ボランティア団体等
鎌ヶ谷市	9	1,423,000							
君津市	14	445,969	3	9,515	3	12,418	7	84,164	婦人会、サークル、放課後児童クラブ、保育園
富津市	14	719,815	2	103,290	8	54,196			
浦安市	10	230,620	64	4,140,620	21	559,610	19	384,230	管理組合等
四街道市	8	116,882	11	249,415	30	567,740	30	283,557	シニアクラブ、NPO、学校
袖ヶ浦市	6	291,598	114	1,812,909	6	30,691	4	446,850	老人クラブ、婦人会等
八街市	11	167,181	31	263,172	11	73,782	10	257,311	環境ボランティア団体・老人クラブ・他
印西市	27	648,690	27	562,459	27	286,185	21	267,666	
白井市	14	339,915	15	298,000	4	14,130	1	36,950	実施団体：福祉作業所
富里市	18	95,807	37	282,948	29	577,936	13	88,697	老人クラブ・スポーツ団体
南房総市									
匝瑳市	10	192,188	1	1,670	6	27,560	3	28,946	匝瑳市中央老人クラブ連合会、NPO法人WITH、エコクラブ
香取市	26	1,052,934	10	86,208	6	53,250	6	153,566	
山武市	15	369,450	29	179,276	25	228,885	9	114,104	





4. 集団回収における収集から処理に関しての市町村等の関係

- ア 任意団体（自治会等）が回収業者と直接取引し、行政は収集・処理には関わっていない。  
（行政は補助金交付や用具の貸し出しのみに関わっている。）
- イ 任意団体（自治会等）が排出したものを、行政が収集・売却し、住民に還元する。
- ウ その他（具体的内容を記入してください。）

市町村名	区分	その他の具体的内容（ウの場合に記入）
千葉市	ア	
銚子市	ア	
市川市	ア	
船橋市	ウ	回収業者がごみ収集ステーションから地区ごとに回収し、地区の回収量に応じて任意団体に有価物回収協力金を支給する。回収業者には、必要経費の不足分を助成する。
館山市	ー	
木更津市	ア	
松戸市	ア	
野田市	ウ	任意団体（自治会等）が排出したものを、行政が野田市再資源化事業協同組合に収集委託し、住民に対して助成金として還元する。
茂原市	ウ	任意団体（自治会等）が排出したものを広域組合及び市が回収し、回収量に応じて市が報償金を交付する。
成田市	ア	
佐倉市	ア	
東金市	ア	
旭市	ア	
習志野市	ア	
柏市	ー	
勝浦市	ア	
市原市	ア	
流山市	ア	
八千代市	ア	
我孫子市	ー	
鴨川市	ア	
鎌ヶ谷市	ア	
君津市	ア	
富津市	ア	
浦安市	ア	
四街道市	ア	
袖ヶ浦市	イ	
八街市	ア	
印西市	ア	
白井市	ア	
富里市	ア	
南房総市	ー	
匝瑳市	ア	
香取市	ア	
山武市	ア	
いすみ市	ア	
酒々井町	ア	
栄町	ア	
神崎町	ア	
多古町	ア	
東庄町	ー	
大網白里町	ア	
九十九里町	ア	
芝山町	ア	
横芝光町	ア	
一宮町	ー	
睦沢町	ア	
長生村	ー	
白子町	ー	
長柄町	ー	
長南町	ー	
大多喜町	ー	
御宿町	ア	
鋸南町	ー	

## 5. ポイ捨て禁止条例の制定状況等

市町村名	条例の有無	条例名	ポイ捨てに対する罰則の有無	ポイ捨てに対する罰則適用の有無等		制定日
				有無	件数	
千葉市	有	千葉市空き缶等の散乱の防止に関する条例	有	無	0	平成10年3月23日
銚子市	無					
市川市	有	市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例	有	無	0	平成15年9月22日
船橋市	有	船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例	有	無	0	平成16年3月31日
館山市	有	館山市まちをきれいにする条例	無			平成10年3月31日
木更津市	有	木更津市空き缶等及び吸い殻等の散乱等の防止等に関する条例	有	無	0	平成8年3月29日
松戸市	有	松戸市安全で快適なまちづくり条例	有	有	8	平成15年12月19日
野田市	有	野田市環境美化条例	無			平成9年3月31日
茂原市	有	茂原市ポイ捨て防止条例	有	無	0	平成12年 6月29日
成田市	有	成田市空き缶等及び吸殻等の散乱の防止に関する条例	有	無	0	平成8年12月27日
佐倉市	有	佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例	無			平成15年3月
東金市	有	東金市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	有	無	0	平成12年12月27日
旭市	有	旭市環境美化推進に関する条例	有	無	0	平成17年7月1日
習志野市	有	習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんの放置をしないまちづくり条例	無			平成14年12月27日
柏市	有	柏市ばい捨て等防止条例	有	有	913	平成9年3月28日
勝浦市	有	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	有	無	0	平成14年9月26日
市原市	有	市原市ポイ捨て行為の防止に関する条例	有	無	0	平成9年3月18日
流山市	有	流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例	有	無	0	H14. 6. 28制定 H22. 3. 29改正
八千代市	有	「八千代市ポイ捨て防止に関する条例」	有	無	0	平成10年3月25日
我孫子市	有	我孫子市さわやかな環境づくり条例	有	無	0	平成9年6月26日
鴨川市	有	鴨川市まちをきれいにする条例	有	無	0	平成17年2月11日
鎌ヶ谷市	有	鎌ヶ谷市ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例	無			平成17年9月30日
君津市	有	君津市まちをきれいにする条例	有	無	0	平成9年3月31日
富津市	有	富津市まちをきれにする条例	有	無	0	平成9年3月27日
浦安市	有	浦安市空き缶等の散乱防止等に関する条例	無			平成9年3月31日
四街道市	有	四街道市まちをきれいにする条例	有	無	0	平成11年3月30日
袖ヶ浦市	有	袖ヶ浦市まちをきれいにする条例	有	無	0	平成9年3月28日
八街市	有	八街市さわやかな環境づくり条例	有	無	0	平成10年6月29日
印西市	有	歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例	有	有	57	平成20年1月15日
白井市	有	白井市まちをきれいにする条例	有	無	0	平成14年9月24日
富里市	有	富里市ポイ捨て防止条例	有	無	0	平成12年3月27日
南房総市	有	南房総市環境美化推進に関する条例	無			平成18年3月20日
匝瑳市	有	匝瑳市まちをきれいにする条例	有	無	0	平成18年1月23日
香取市	有	香取市環境美化条例	無			平成18年3月27日
山武市	有	山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	有	無	0	平成18年3月27日
いすみ市	有	いすみ市環境保全条例第52条（空き缶等の投げ捨ての禁止）	有	無	0	平成17年12月5日
酒々井町	無					
栄町	無					
神崎町	有	神崎町ポイ捨て防止条例	有	無	0	平成13年12月18日
多古町	有	多古町空き缶等の散乱防止に関する条例	無	無	0	平成12年12月20日
東庄町	有	東庄町空き缶等の散乱防止に関する条例	無			平成10年3月12日
大網白里町	無					
九十九里町	無					
芝山町	有	芝山町をきれいにする条例	有	無	0	平成13年6月18日
横芝光町	有	横芝光町ごみポイ捨て防止に関する条例	有	無	0	平成19年3月15日
一宮町	無					
睦沢町	有	睦沢町ポイ捨て行為の防止に関する条例	有	無	0	平成10年6月26日
長生村	無					
白子町	有	白子町環境美化推進に関する条例	無			平成8年6月14日
長柄町	無					
長南町	無					
大多喜町	無					
御宿町	有	御宿町のきれいな海岸環境を守る条例	有	無	0	平成6年9月27日
鋸南町	有	鋸南町環境美化推進に関する条例	有	無	0	平成6年12月8日

6. 一般廃棄物等の不法投棄の状況等

市町村名	不法投棄の発見件数と投棄量						撤去量					
	一般廃棄物		一般廃棄物・産業廃棄物混合		合計		完了		一部着手		未着手	
	件数	量※	件数	量※	件数	量※	件数	量※	件数	量※	件数	量※
千葉市												
銚子市	60	1.3			60	1.3	60	1.3				
市川市	3,239	862			3,239	862	3,239	862				
船橋市	941	126			941	126	941	126				
館山市	185	5	11	3	196	8	196	8				
木更津市	11	5	3	5	14	10	14	10				
松戸市	360	71			360	71	360	71				
野田市			356	79.27	356	79	356	79				
茂原市	235	20			235	20	235	20				
成田市	476	16	2	1	478	17	478	17				
佐倉市	733	73					733	73				
東金市			244	15	244	15	244	15				
旭市	207	43			207	43	207	43				
習志野市	139	5			139	5	139	5				
柏市	511	34			511	34	511	34				
勝浦市	75	2	47	4.5	122	6	120	6			2	0.1
市原市	1,796				1,796		1,699				97	
流山市			620	47365	620	47,365	620	47,365				
八千代市	143		21		164		146	30				
我孫子市	266	21			228	21	228	21				
鴨川市	66	18	8	2.3	74	21	69	19	2	0.6	3	0.8
鎌ヶ谷市	1,181	46			1,181	46	1,181	46				
君津市	92		7		99		96				3	
富津市	142	14			142	14	142	14				
浦安市	456				456		456					
四街道市	195	27	8	17.52	203	45	203	45				
袖ヶ浦市												
八街市	384	77			384	77	384	77			384	77
印西市	48	21	6	3	54	24	41	18			13	6
白井市		20				20		20				
富里市	35	2	10	3.2	45	5	41	2	4	3.1		
南房総市	83	3			83	3	83	3				
匝瑳市	63	26	4	2	67	28	67	28				
香取市	272	6			272	6	85	4			187	2
山武市	443	1.3	35	3.5	478	4.8	443	1.3	35	3.5		
いすみ市	345	44			345	44	345	44				
酒々井町	50	8					50	8				
栄町	17	3			17	3	17	3				
神崎町	6	0.1	11	1.9	17	2	17	2				
多古町	43	2	8		51	2	43	2			8	2
東庄町	30	2	11	3	41	5	37	3			4	2
大網白里町	223	3	20	0.5	243	3	243	3				
九十九里町	115	9	10	1	125	10	125	10				
芝山町												
横芝光町			130	17.47	130	17	83	17				
一宮町	147	23			147	23	147	23				
睦沢町	70	5	6	1	76	6	76	6				
長生村	12	7	1	1	13	8	13	8				
白子町	30	5			30	5	30	5				
長柄町	42	1	14	1	56	2	42	1	14	1		
長南町	7	1	4	1	11	2	11	2				
大多喜町	55	2.4			55	2.4	55	2.4				
御宿町	7	21			7	21	7	21				
鋸南町	16	1			16	1	16	1				

※空欄は未把握または0  
 ※量の単位は「t」で推計値を含む

7. 一般廃棄物等の主な不法投棄場所等（該当するものに○）

市町村名	不法投棄された場所											
	山林	農地	工業用地	道路・ 道路際	河川	海岸	住宅地	雑種地	その他			
									①	②	③	④
千葉市	○	○	○	○	○	○	○	○				
銚子市	○			○	○							
市川市	○	○	○	○	○		○	○	ごみ集積所	公園・緑地	水路	
船橋市	○	○	○	○			○	○				
館山市	○	○		○		○		○				
木更津市	○	○		○	○		○	○	水路			
松戸市	○			○	○				市管理地			
野田市	○	○	○	○			○	○	公園			
茂原市	○	○		○	○		○	○				
成田市	○	○	○	○	○		○	○				
佐倉市	○	○	○	○	○		○	○				
東金市				○	○							
旭市	○	○	○	○	○	○	○	○	公園	農業用水路	ゴミステーション	
習志野市				○				○	ごみ集積所	公園		
柏市	○			○	○				ごみ集積所			
勝浦市	○	○		○		○	○	○				
市原市	○	○	○	○	○	○	○	○				
流山市	○	○	○	○	○		○	○				
八千代市	○	○		○	○			○				
我孫子市	○	○		○	○							
鴨川市	○			○	○	○	○					
鎌ヶ谷市	○			○	○		○	○				
君津市	○			○	○			○				
富津市	○			○	○	○						
浦安市				○	○		○	○				
四街道市	○	○		○				○				
袖ヶ浦市	○	○		○				○				
八街市	○	○		○			○	○	ごみ集積所			
印西市	○			○								
白井市	○	○	○	○	○		○	○	ごみ集積所	公園		
富里市	○	○		○			○	○				
南房総市	○	○		○	○	○		○	ごみ集積場			
匝瑳市	○	○	○	○	○	○	○	○	ゴミステーション			
香取市	○	○	○	○	○		○	○	JR高架下	ゴミステーション		
山武市	○	○		○	○		○	○				
いすみ市				○	○		○		集積所	公園		
酒々井町	○		○	○				○	集積所			
栄町	○	○		○				○				
神崎町		○		○	○			○				
多古町	○	○		○	○			○				
東庄町	○	○		○				○				
大網白里町				○	○	○			公共用地	河川敷	水路	公民館
九十九里町		○		○	○			○	集積所	町有地		
芝山町	○			○			○	○	集積場			
横芝光町	○			○	○			○	公園	集積所		
一宮町	○	○		○	○	○	○	○				
睦沢町	○	○		○				○				
長生村	○	○		○			○					
白子町	○			○	○	○		○	ごみ集積所			
長柄町	○		○	○	○			○				
長南町	○	○	○	○	○			○				
大多喜町	○			○			○	○	林道			

市町村名	不法投棄された場所												
	山林	農地	工業用地	道路・ 道路際	河川	海岸	住宅地	雑種地	その他				
									①	②	③	④	
御宿町	○			○									
鋸南町	○	○		○	○	○	○	○	林道際	集積所			

8. 不法投棄されたごみの種類等（該当するものに○）

市町村名	不法投棄されたごみの種類													
	家電品 (4品目)	家電品 (その他)	家電品 以外の 粗大	タイヤ	バイク	自転車	自動車	その他						
								①	②	③	④	⑤		
千葉市	○	○	○	○	○	○	○							
銚子市	○	○	○	○	○	○								
市川市	○	○	○	○	○	○		未分別家庭ごみ	消火器	バッテリー				
船橋市	○	○	○	○	○	○								
館山市	○	○	○	○	○	○		可燃ごみ	ビニール類	建築廃材				
木更津市	○	○	○	○	○	○		家庭ごみ	コンクリートがら					
松戸市	○	○	○	○	○	○	○	未分別ごみ	事業系ごみ					
野田市	○	○	○	○	○	○	○							
茂原市	○	○	○	○	○	○								
成田市	○	○	○	○	○	○								
佐倉市	○	○	○	○	○	○								
東金市	○	○	○	○	○	○		家庭ごみ						
旭市	○	○	○	○	○	○	○	生活系ごみ	缶・ビン類	雑誌類	衣類			
習志野市	○	○	○	○	○	○		家具	布団	燃えるごみ	燃えないごみ			
柏市	○	○	○	○	○	○	○	布団	消火器	バッテリー				
勝浦市	○	○	○	○	○	○		可燃ごみ	本・雑誌					
市原市	○	○	○	○	○	○		可燃物	不燃物	コンクリートガラ				
流山市	○	○	○	○	○	○	○	建築廃材	バッテリー	布団	消火器	LPガスボンベ		
八千代市	○	○	○	○	○	○		建築廃材	コンクリート殻	衣類	石膏ボード	車両部品		
我孫子市	○	○	○	○	○	○		畳	ストーブ	コンクリートがら				
鴨川市	○	○	○	○	○	○								
鎌ヶ谷市	○	○	○	○	○	○								
君津市	○	○	○	○	○	○	○							
富津市	○	○	○	○	○	○		バッテリー	消化器					
浦安市	○	○	○	○	○	○								
四街道市	○	○	○	○	○	○								
袖ヶ浦市	○	○	○	○	○	○	○	消火器	バッテリー					
八街市	○	○	○	○	○	○		生活ごみ						
印西市	○	○	○	○	○	○		コンクリートガラ	家庭ごみ					
白井市	○	○	○	○	○	○		スプリング入りマットレス	消火器	バッテリー				
富里市	○	○	○	○	○	○		可燃ごみ	ペットボトル	缶				
南房総市	○	○	○	○	○	○	○	可燃ごみ	ペットボトル	カン・ビン	プラスチック製品			
匝瑳市	○	○	○	○	○	○		生活系ごみ	缶・ビン類	消火器	土砂			
香取市	○	○	○	○	○	○		可燃家庭ごみ	ビン・カン	雑誌類				
山武市	○	○	○	○	○	○		家庭ごみ						
いすみ市	○	○	○	○	○	○		ソファ	トタン	ガスレンジ	コンクリート	バンパー		
酒々井町	○	○	○	○	○	○		カン	ビン	コンビニ袋	弁当容器	雑誌		
栄町	○	○	○	○	○	○								
神崎町	○	○	○	○	○	○	○							
多古町	○	○	○	○	○	○	○							
東庄町	○	○	○	○	○	○		家庭ごみ	建築廃材	野菜くず	農業資材			
大網白里町	○	○	○	○	○	○		家庭ごみ	廃材					
九十九里町	○	○	○	○	○	○		家庭ごみ						
芝山町	○	○	○	○	○	○		建築廃材	衣類	他市袋のごみ				
横芝光町	○	○	○	○	○	○								
一宮町	○	○	○	○	○	○								
睦沢町	○	○	○	○	○	○		空き缶・ビン						
長生村	○	○	○	○	○	○								
白子町	○	○	○	○	○	○								
長柄町	○	○	○	○	○	○								
長南町	○	○	○	○	○	○	○							
大多喜町	○	○	○	○	○	○		雑誌	缶	びん				
御宿町	○	○	○	○	○	○		可燃ごみ	ガラス屑					
鋸南町	○	○	○	○	○	○		廃材	消火器	バッテリー	家庭ごみ	塗料缶		

9. 不法投棄対策に係る条例や要綱等

市町村名	条例名	内容
千葉市		
銚子市		
市川市	市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例	空地等の管理者による投棄防止措置の実施（第37条）、廃棄物の投棄の禁止、市による未然防止措置の実施（第38条）
船橋市	船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	土地等の適正管理
館山市	館山市不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄監視員設置に関する要綱
木更津市	木更津市不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄監視員を設置することにより、不法投棄の現状を把握し、不法投棄を未然に防止する。
松戸市		
野田市	野田市環境美化条例	生活環境を損ねるものの飛散防止に努めることにより、市の環境美化を促進するもの。
茂原市	茂原市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄の現状を的確に把握するため、監視員を設置することにより不法投棄を未然に防止し、快適な生活環境を確保する。
成田市	成田市廃棄物不法投棄監視員設置規則	成田市廃棄物不法投棄監視員を設置することにより、災害の発生及び自然環境の破壊の恐れのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資することを目的とし、地域の巡視並びに情報提供を行う。任期は2年。定数は170人以内。
佐倉市	佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	土地、建物の清潔保持・公共の場所を汚すことの廃止・空き容器等の散乱防止
東金市	東金市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例 東金市不法投棄監視員設置要綱	投棄行為の禁止、自転車放置の禁止
旭市	旭市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄等の未然防止
習志野市	習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。」（第38条第1項）
柏市	柏市不法投棄対策条例	この条例は、柏市環境基本条例(平成13年柏市条例第31号)に定める基本理念にのっとり、不法投棄の防止又は不法投棄をされた廃棄物の除去その他の不法投棄の対策に関し、本市、市民等、土地所有者等及び事業者の責務を明らかにするとともに、柏市不法投棄対策協議会の設置、不法投棄をしている者等に対する勧告その他必要な事項を定めることにより、本市の環境美化の推進及び良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。
勝浦市	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	空缶類、廃品類等の投棄行為及び自転車等の放置行為の禁止等、ごみ集積所の清潔保持、空地等の管理
市原市	・市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例 ・市原市一般廃棄物処理手数料減免等の運用に関する基準 ・市原市廃棄物不法投棄住民監視活動事業補助金交付要綱 ・市原市不法投棄監視委員制度に関する要綱	・投棄の禁止（第7条） 清潔の保持（第8条） 土地の管理（第10条） 手数料の減免（第29条） ・市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例第29条に規定する「その他特別な理由」に該当するものを定めたもの。不法投棄ごみについて、不法投棄されたものと判断出来る場合、不法投棄されたものについては、粗大ごみ等の処理費を減免する制度。 ・生活環境の保全を図るため、廃棄物の不法投棄が多発する地域における住民が自ら組織した団体が行う廃棄物の不法投棄の監視活動に対し、その経費の一部を予算の範囲内で交付する。 ・廃棄物の不法投棄を防止するため不法投棄監視委員制度を設置し、市と地域住民が協力して快適な生活環境を保全する。
流山市	・流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例 ・流山市クリーン作戦実施要綱	・空き缶等のポイ捨てを防止する（流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例）。 ・生活環境の美化運動事業を推進する（流山市クリーン作戦実施要綱）。
八千代市	八千代市不法投棄防止条例	事業者等の責務、立入調査、原状回復命令及び罰金、通報者への報償
我孫子市	我孫子市不法投棄監視員制度設置要綱	市内在住の市職員50名以内で構成され、不法投棄の監視、通報等を行う。
鴨川市	鴨川市不法投棄監視員に関する規則	不法投棄を防止するため市内各地に監視員を設置する
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(第39条投棄の禁止)	何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。
君津市	君津市環境監視員設置要綱	廃棄物の不法投棄や不適正処理、土砂等による不適正な埋め立て、燃焼行為等を未然に防止するための環境監視員設置に関すること。不法投棄等の未然防止と現状を的確に把握するための不法投棄監視員設置に関すること。
富津市	富津市不法投棄監視員制度設置要綱	市内の各地域における廃棄物の現状を的確に把握するため
浦安市		
四街道市	四街道市土砂等の不法投棄等監視員要綱	市内における土砂等の不法投棄を未然に防止し、快適な生活環境を保全するため
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄監視員を設置することにより、不法投棄の未然防止に寄与する。
八街市	八街市不法投棄監視員設置要綱	監視員が不法投棄に関する監視及び市への通報、防止策等に関する意見の提供等を行う。
印西市	印西市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄に関する監視及び市への通報、防止策等に関する意見の提出、防止施策に協力する。
白井市	白井市生活環境指導員の設置等に関する要項	廃棄物の排出方法及び不法投棄の現状を的確に把握するため
富里市	富里市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄等の現状を的確に把握するために不法投棄監視員を設置し、不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。
南房総市	南房総市環境美化推進に関する条例 南房総市不法投棄監視員設置要綱	市民等、旅行者等、事業者、占有者及び市が一体となって空き缶等のポイ捨てを防止することにより、市内の快適な生活環境づくりを推進する。 廃棄物等の不法投棄の現状を的確に把握するため、南房総市不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全を図る。
匝瑳市	匝瑳市不法投棄監視員規則	自然環境の破壊のおそれのある廃棄物の不法投棄を未然に防止し、廃棄物の不法投棄の現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設置。
香取市	香取市廃棄物不法投棄等監視員設置要綱	市内における廃棄物の不法投棄等を未然に防止し、快適な生活環境を保全するため、廃棄物不法投棄監視員を置く。
山武市	山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例 山武市不法投棄監視員設置要綱 山武市環境監視員設置規則	・山武市では不法投棄監視員を設置することにより、不法投棄を未然に防止し市民の会的な生活環境の保全に資することを目的とする。 ・廃棄物の不法投棄等を未然に防ぎ市民の生活環境を保全するため環境監視員を設置する。
いすみ市	いすみ市環境保全条例	第50条（不法投棄の禁止）何人も、公共の場所、山林及び空き地等に廃棄物を不法に投棄してはならない。
酒々井町	酒々井町廃棄物及び残土の不法投棄監視員設置要綱	不法投棄等監視員を設置し、廃棄物及び残土の不法投棄等を未然に防止し快適な生活環境の保全を目的とし監視員職務を明記。
栄町		



市町村名	条例名	内容
神崎町	神崎町不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄等を未然に防止し、町民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
多古町	多古町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	一般廃棄物等の収集、運搬及び処分等に関し必要な事項を定める
東庄町	東庄町不法投棄監視員設置要綱	不法投棄を未然に防ぐ
大網白里町	大網白里町廃棄物等不法投棄監視委員設置要綱	不法投棄及び野焼きの現状を把握、未然防止。
九十九里町	九十九里町環境指導員設置要綱	廃棄物の不法投棄及び自然破壊行為等を未然に防止するとともに環境の保全、美化を推進するために環境指導員を設置する
芝山町	芝山町不法投棄監視員制度設置要綱	14名の監視員が担当区域のパトロールを定期的に行う。
横芝光町	横芝光町不法投棄監視員要綱	町内の不法投棄の防止を図り、生活環境の保全を図ることを目的として、不法投棄監視員を設置する。
一宮町		
睦沢町	睦沢町不法投棄監視員制度設置要綱	監視員16名、任期2年。不法投棄を町に通報する、状況を町に提供する。
長生村	長生村不法投棄監視員制度設置要綱	村内の各地域における廃棄物の不法投棄の現状を的確に把握するため、長生村不法投棄監視員を設置することにより、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、村民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
白子町	白子町不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄の未然防止、早期発見
長柄町	長柄町不法投棄監視員等設置に関する要綱	不法投棄の未然防止及び早期発見
長南町	長南町不法投棄監視員制度設置に関する要綱	不法投棄の未然防止
大多喜町		
御宿町		
鋸南町	鋸南町環境美化推進に関する条例・鋸南町不法投棄監視員設置要綱	空き缶等の散乱防止・不法投棄を未然に防止

10. 一般廃棄物（資源物・集団回収分も含む）の抜き取り行為

市町村名	抜き取られた品目	対策	抜き取り禁止項目を含む条例について				
			条例の有無	条例名	制定日	罰則の有無	罰則の内容
千葉市	無	パトロール等	有	千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例	平成23年4月1日	有	20万円以下の罰金
銚子市	新聞	看板設置、パトロール	有	銚子市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成16年6月30日	無	
市川市	新聞、雑誌	早朝パトロール、「持ち去り禁止」の張り紙	有	市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例	平成16年4月1日	有	5万円以下の過料
船橋市	新聞	「抜き取り禁止」プレート・張り紙・パトロール	有	船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	平成20年7月1日	有	事実の公表
館山市			無				
木更津市	新聞	広報などで周知。パトロールの実施	無				
松戸市	紙類	「資源ごみ等持ち去り厳禁」プレート・パトロール	有	松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成17年4月1日	有	5万円以下の過料
野田市	新聞紙	廃棄物減量等推進員に対して注意を喚起する文書を送付する。 警察へ通報するよう指導する。	無				
茂原市	新聞紙	早朝パトロールの実施、持ち去り条例制定予定	無				
成田市	紙類・アルミ缶 など	集団回収時、業者への引渡しの際に立会いを依頼。	無				
佐倉市			無				
東金市			無				
旭市	古紙(新聞・雑誌)	パトロール及び広報・ホームページによる周知。	有	旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成17年7月1日	無	
習志野市	新聞、チラシ	パトロール、警告看板設置	有	習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成21年10月1日	有	20万円以下の罰金
柏市	・古紙 ・自転車 ・衣類 ・金属類	・「持ち去り禁止」プレートの掲示 ・パトロールの実施 ・広報紙等によるPR ・行為者への指導	有	柏市廃棄物処理清掃条例	平成17年3月28日(改正) 平成17年7月1日(施行)	有	20万円以下の罰金
勝浦市	空き缶類	職員による口頭での注意	有	勝浦市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成19年12月25日	無	
市原市	新聞・不燃物	職員によるパトロール、資源物の持ち去り禁止に関するステッカーの貼付	有	市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例	平成21年7月1日	有	20万円以下の罰金
流山市	新聞紙・紙類・缶類	広報紙によるPR、持ち去り禁止の看板(ステッカー)、持ち去り防止のパトロール	有	流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成20年12月26日	有	20万円以下の罰金
八千代市	新聞雑誌 段ボール スチール缶 アルミ缶	1. 早朝パトロール 2. ごみ集積場所看板に警告シールの貼付	有	八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成21年6月26日	有	過料(50,000円以下)
我孫子市	新聞、雑誌、衣類、段ボール、金属類	パトロール、看板の貸与、通報の呼びかけ	有	廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	平成17年3月30日(改正)	有	20万円以下の罰金
鴨川市			無				
鎌ヶ谷市			無				
君津市		通報等に基づき、随時パトロールを実施	無				
富津市			無				
浦安市	新聞・雑誌・段ボール	パトロール、ホームページ・パンフレットによる排出時間のお知らせ	有	浦安市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成19年4月1日	有	200,000円以下の罰金
四街道市	紙類	通報に基づき、随時パトロールを実施	有	四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成17年4月1日	無	
袖ヶ浦市	新聞、雑誌	収集業者、自治会との連携及びパトロール	無				
八街市	古紙	抜き取り禁止条例を制定	有	八街市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成22年7月1日	有	20万円以下の罰金
印西市	新聞	通報のあった地区を重点的にパトロールする。	有	印西市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成16年12月21日	無	
白井市		パトロールの実施	無				
富里市	缶	張り紙、パトロール	無				
南房総市			無				
匝瑳市			無				
香取市	紙類	現場を押さえての指導	無				
山武市			無				
いすみ市	アルミ缶		無				
酒々井町	紙類	日21年度までの報告件数が1件であるため、対策は講じていません。	無				
栄町			無				
神崎町			無				
多古町			無				
東庄町			無				
大網白里町			無				
九十九里町	カン	パトロールの実施	無				
芝山町			無				
横芝光町	カン	集積所を巡回する	無				
一宮町	新聞紙・雑誌 缶類	早朝パトロール	有	長生郡市広域市町村圏組合条例 廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成22年条例第1号)	平成22年4月1日	有	20万円以下の罰金
睦沢町	新聞紙・雑誌 缶類	早朝パトロール	有	長生郡市広域市町村圏組合条例 廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成22年条例第1号)	平成22年4月1日	有	20万円以下の罰金
長生村	新聞紙・雑誌 缶類	早朝パトロール	有	長生郡市広域市町村圏組合条例 廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成22年条例第1号)	平成22年4月1日	有	20万円以下の罰金
白子町	新聞紙・雑誌 缶類	早朝パトロール	有	長生郡市広域市町村圏組合条例 廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成22年条例第1号)	平成22年4月1日	有	20万円以下の罰金
長柄町	新聞紙・雑誌 缶類	早朝パトロール	有	長生郡市広域市町村圏組合条例 廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成22年条例第1号)	平成22年4月1日	有	20万円以下の罰金
長南町	新聞紙・雑誌 缶類	早朝パトロール	有	長生郡市広域市町村圏組合条例 廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成22年条例第1号)	平成22年4月1日	有	20万円以下の罰金
大多喜町			無				
御宿町			無				
鋸南町			無				

1 1. 埋立処分の状況

※「区分」欄には次のア～ウのいずれかを入力。

ア 全量自区域内で埋立処分している

イ 一部を自区域外で埋立処分している

ウ 全量自区域外で処理している

市町村名	区分	自区域内処分量 (t)	自区域外処分量(t)		合計(t)	委託先①	委託先②	委託先③	委託先④	委託先⑤	委託先⑥
			県内埋立処分	県外埋立処分							
千葉市	ア	23,894			23,894						
銚子市	ア	3,561			3,561						
市川市	ウ		8,487	8,497	16,984	*	*	*	*		
船橋市	ウ			11,973	11,973	*	*				
館山市	イ	603		3,032	3,635	*					
木更津市	ウ		718	674	1,392	*	*				
松戸市	イ	1,619	1,363	13,684	16,666	*	*	*	*	*	
野田市	ウ		4,140	2,263	6,403	*	*	*	*	*	*
茂原市	ア	4,025			4,025						
成田市	イ	1,030		957	1,987	*					
佐倉市	ア	4,496			4,496						
東金市	ア	762			762						
旭市	ア	5,255			5,255						
習志野市	ウ		31	1,641	1,672	*	*	*			
柏市	イ	6,562		1,364	7,926	*	*	*			
勝浦市	ウ			747	747	*					
市原市	ア	9,156			9,156						
流山市	ウ			2,136	2,136	*	*				
八千代市	ウ		1,477	1,110	2,587	*	*				
我孫子市	ウ			408	408	*					
鴨川市	イ	386		250	636	*					
鎌ヶ谷市	ウ			2,656	2,656	*	*				
君津市	イ	438		432	870	*					
富津市	ア	604			604						
浦安市	ウ			3,254	3,254	*	*				
四街道市	ウ		319		319	*					
袖ヶ浦市	ウ		337	325	662	*	*				
八街市	ア	2,122			2,122						
印西市	ア	3,220			3,220						
白井市	ア	2,174			2,174						
富里市	ウ			379	379	*	*				

1 1. 埋立処分の状況

※「区分」欄には次のア～ウのいずれかを入力。

- ア 全量自区域内で埋立処分している
- イ 一部を自区域外で埋立処分している
- ウ 全量自区域外で処理している

市町村名	区分	自区域内処分量 (t)	自区域外処分量(t)		合計(t)	委託先①	委託先②	委託先③	委託先④	委託先⑤	委託先⑥
			県内埋立処分	県外埋立処分							
南房総市	イ	836	464	199	1,499	*	*				
匝瑳市	ア	311			311						
香取市	ア	4,625			4,625						
山武市	イ	1,082	142		1,224	*					
いすみ市	ア	404			404						
酒々井町	ア	666			666						
栄町	ア	817			817						
神崎町	ア	350			350						
多古町	ア	116			116						
東庄町	ア	612			612						
大網白里町	ア	606			606						
九十九里町	ア	254			254						
芝山町	イ	353	40		393	*					
横芝光町	ア	552			552	*	*				
一宮町	ア	411			411						
睦沢町	ア	173			173						
長生村	ア	391			391						
白子町	ア	388			388						
長柄町	ア	258			258						
長南町	ア	234			234						
大多喜町	ウ			37	37	*					
御宿町	－										
鋸南町	ア	405			405						
合計		83,751	17,518	56,018	157,287						

※組合等で廃棄物処理をしている場合で、組合等の管内に、組合等が設置した最終処分場がある場合は「自区域内」として集計しています。

12. 不用品の再利用に関する情報ネットワークに関する状況

市町村名	内 容 (インターネット上に情報を掲載している場合はそのURLを記入)
千葉市	<p>家庭から出るごみの減量と不用品の有効利用を進めるため、各区役所のロビーにリサイクル情報コーナーを設置し、市民からの「ゆずります」「希望します」の不用品情報を募集している。</p> <p>○利用手順            (1) 情報の登録            「ゆずります」「希望します」の情報を、直接またはハガキ、電話、ファックスで各区役所の地域振興課へ申込む。            また、「電子申請サービス」(<a href="https://www3.shinsei.e-chiba.lg.jp/egovJumin/menuTop.do?jichitai=121002">https://www3.shinsei.e-chiba.lg.jp/egovJumin/menuTop.do?jichitai=121002</a>)においても申込み可能。            (2) 情報の掲示            情報はカードに記入され、区役所ロビーに3ヵ月間掲示。            (3) 直接交渉            リサイクル情報コーナーを見て、希望する品物やゆずりたい品物があった場合、カードに記入されている方に直接連絡の上、値段や受渡しの方法等について話し合いで決める。            (4) 交渉成立後            交渉成立後は、必ず登録を行った区役所の地域振興課へ連絡する。</p> <p>※市リサイクルホームページ (<a href="http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyokanri/recycle/k-recorner.html">http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyokanri/recycle/k-recorner.html</a>) にて情報掲載。</p>
銚子市	
市川市	<p>家庭で不用品のある方、譲って欲しいものがある方のために、不用品交換情報コーナー(掲示板)をリサイクルプラザ、本庁舎、行徳支所、大柏出張所の4ヶ所に設置し、情報を提供している。(有料、無料いずれも可)</p>
船橋市	
館山市	
木更津市	
松戸市	
野田市	<p>のだ市報によるリサイクル情報コーナーの掲載(不用品の再利用。希望者は直接提供者と交渉する)  <a href="http://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/16-13.html">http://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/16-13.html</a></p>
茂原市	<p>一般家庭で不用となった品物の情報を広く市民に提供し、消費生活の合理化と再利用の促進を図る。提供方法として、掲示板を活用し、市民等に情報提供を行う。</p>
成田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民からの不用品情報を台帳に登載後、広報なりたの不用品情報コーナー「譲ります。探しています。」へ掲載。受け渡しについては、直接、当事者間で連絡のうえ決定。</li> <li>本市の施設に搬入された自転車については、部品等の交換・整備を行い、また、市民からの依頼等により引き取りしたリサイクル可能な家具については、汚れを落とすなどの補修を行う。これらの再生品は、月1回、希望者に抽選のうえ販売。</li> </ul>
佐倉市	<p>佐倉市消費生活センターで実施している事業であるが、各出張所に設置してある「譲ります」or「譲って下さい」の申請用紙に記入御提出していただくと、市の広報紙へ掲載し、実際に問い合わせがあった場合には、申請者宅の電話番号を教え交渉は当事者間で行ってもらうシステムとなっている。</p>
東金市	<p><a href="http://www.city.togane.chiba.jp/ka/kankyo/seikatu/rkeiji.html">http://www.city.togane.chiba.jp/ka/kankyo/seikatu/rkeiji.html</a></p>
旭市	<p>旭市リサイクル情報提供事業(H20.4.1から実施)            一般家庭において不用になった生活用品の譲渡又は譲受けを希望する市民に対し、その情報交換の場として、市役所本庁及び各支所に「リサイクル情報コーナー」を設置する。            市民からリサイクル用品の譲渡又は譲受けの申込みがあったら、「リサイクル登録カード」に記載していただき、登録カードに基づき情報リストを作成し、リサイクル情報コーナーへ掲示する。リサイクル用品の譲渡に必要な連絡、価格交渉、引渡し等は、リサイクル希望者が直接行う。</p>
習志野市	<p><a href="http://www.city.narashino.chiba.jp/kurashi/gomi/hojo/index.html">http://www.city.narashino.chiba.jp/kurashi/gomi/hojo/index.html</a></p>
柏市	<p>「不用品交換広場」柏市リサイクルプラザリボン館に直接申込みし、「提供したい人」と「提供を受けたい人」が、それぞれ掲示板に紙を貼ることでマッチングを促す仕組み。</p>

市町村名	内 容 (インターネット上に情報を掲載している場合はそのURLを記入)
勝浦市	市民等において不用となった生活関連物資の受け渡し等について、不用品の提供希望者と譲受希望者はそれぞれ市に申し出て登録を行い、その情報は市のホームページ・広報誌・市役所や公共施設における提示を通じて市民へと提供される。 http://www.city.katsuura.chiba.jp/gomi/08.html
市原市	http://www.city.ichihara.chiba.jp/060kankyou/clean/gomi/17_gomi_bicycle/gomi_bicycle.html
流山市	
八千代市	月2回発行する広報紙において、不用品の出品に関する情報を掲載し、その記事を見て、掲載された品物が欲しいと申し出た人に出品者の連絡先等を教えて、当人同士で譲渡の交渉をする。 URL: http://www.city.yachiyo.chiba.jp/siyakusyo/seikatu/recycle_guide.html
我孫子市	市の広報誌やホームページにより、次の情報を掲載している。ふれあい工房（リサイクル施設）でフリーマーケットを開催（年2回） 家具類の修理・販売やリサイクル教室の開催。不用品情報の掲示、
鴨川市	不用品のある者は不用品の品目を市の広報紙に掲載し、必要とする者との橋渡しをしている
鎌ヶ谷市	市民からゆずりたい物や希望するものの情報を、市の広報誌に「リサイクル情報」として掲載している。紙面にゆずりたい物・希望するものの情報と名前・電話番号を掲載し、それを見て希望・提供したい人と直接交渉を行う。交渉が成立した場合、市役所クリーン推進課に報告する。
君津市	【リサイクル情報交換コーナー】市民から「譲ります」「譲ってください」の登録カードを受け付け、市役所、リサイクルプラザ、公民館（8館）に最長6ヶ月間掲示する。リサイクル品の交換、売買は当事者間で行う。食品、化粧品、動植物、貴金属、危険物は不可とする。
富津市	0
浦安市	http://www.city.urayasu.chiba.jp/menu3788.html
四街道市	（斡旋）譲りたい人と欲しい人をそれぞれ受理し、リストを作成して条件のあった人に紹介する。なお、品物は当事者間の話し合いによって決めることとしている。 （掲示等）市役所玄関前に掲示するとともに、毎月15日号市政だよりに掲載している。
袖ヶ浦市	譲渡・譲受希望者からの申請を受け、不用品及び希望品をホームページ等に掲載する。用品の提供希望者からの連絡があれば、申請者の連絡先を教える。取引については個人にて実施し、結果を市に報告する。 http://www.city.sodegaura.chiba.jp/kakuka/kankyo/haikibutsu/huyouhin.html
八街市	不要品情報を市広報に掲載し、情報を提供をしている。（商工課）
印西市	リサイクル情報広場 「ゆずります」「探しています」の申込書に記入していただいたものを市広報、ホームページ、市役所庁舎1階ロビーに掲載し、希望者に紹介する制度を実施している。なお、照会後の交渉は各自で行っていただいております、品物についても市では預かっていない。（http://www.city.inzai.chiba.jp/www/contents/1107149233484/index.html）
白井市	生活用品交換広場 （目的） 一般家庭で不用となった生活用品を有効活用するため、市民間での交換に関する情報を市が提供することにより、資源である不用品の再利用を促進し、資源の節約と消費生活の安定を図ることを目的とする。 （方法） ①不用品情報掲載申込書により譲りたい・譲り受けたい情報に記入し、市に提出する。 ②市で登録し、掲示板、広報紙、ホームページに掲載する。 ③譲りたい・譲り受けたい情報が合致した場合は、市で双方に連絡し、市民間で交換を行う。
富里市	0
南房総市	
匝瑳市	市役所玄関ロビーに不用品の再利用に関するリサイクルコーナーを設置して、譲りたい物を持っている方、譲ってほしい物がある方は、市役所環境生活課で登録をして、リサイクルコーナーに譲りたい物品名、譲ってほしい物品名を掲示している。掲示期間は3ヵ月間。 匝瑳市ホームページ: http://www.city.sosa.lg.jp/index.cfm/8,1132,84.html

市町村名	内容 (インターネット上に情報を掲載している場合はそのURLを記入)
香取市	■リサイクル情報コーナー「譲ります・譲ってください」 市民が譲りたい品や譲ってほしい品があるときに、登録し内容を記載したカードを市役所1階ロビーの掲示板に掲示する。 カードを見て、譲ってほしい品や譲りたい品があった場合、環境安全課にて登録者の連絡先を教える。譲り渡し方法は等は、当事者同士の話し合いで行ってもらう。
山武市	市民交流サロン(成東保健センター内) にリサイクル情報コーナー (もったいない掲示板) を設置。 <a href="http://www.city.sammu.lg.jp/section/soumu/katsudoshien/news/mottainai/mottainai.html">http://www.city.sammu.lg.jp/section/soumu/katsudoshien/news/mottainai/mottainai.html</a>
いすみ市	
酒々井町	0
栄町	0
神崎町	
多古町	0
東庄町	
大網白里町	「譲ります・求めます」の申請書に記入してもらう。掲示板に3週間貼りだし、その間に連絡のなかった方は、希望者がいなかったものとして登録を抹消する。品物は、各家庭で保管して頂き、受理方法や受理後の品物の欠陥、故障及び事故等につきましては、双方の相談により決めてもらう。品物の引渡しが終わった後は、譲った方に生活環境課まで連絡をもらう。
九十九里町	
芝山町	
横芝光町	
一宮町	0
睦沢町	
長生村	0
白子町	0
長柄町	0
長南町	広報に掲載
大多喜町	
御宿町	1. 再利用品提供者及び譲り受け希望者は町に登録する。2. 町で「ゆずります。」の情報を受付紹介し、交渉は当事者双方の責任において行う。3. 情報提供当事者は、紹介された情報に係る交渉の成否にかかわらず結果を町へ報告する。
鋸南町	

13. ごみ処理有料化及び指定袋の状況（粗大ごみを除く生活系可燃ごみ（収集ごみ））  
 ※該当する欄に○

市町村名	有料化有		有料化無		備考
	定額制	指定袋制	なし		
		処理料金上乘			
千葉市			○		
銚子市		○			
市川市			○		
船橋市			○		
館山市		料金改正後(H21.1.1以降) 指定袋 500円/45L・10枚 300円/20L・10枚 200円/10L・10枚 (30円/1袋) 差額シール(改正前の指定袋貼付用) (H21.12.31まで) 20円/1枚(45L用) 10円/1枚(20L用)			
木更津市	○(剪定枝に限る)	○			
松戸市				○	※可燃ごみのみ紙袋にて収集
野田市					超過量制：年間130枚分のごみ袋は無料。それ以上は有料。 (ごみ処理経費の半分を袋の値段に設定している)
茂原市		○(35円/20L 50円/30L 65円/40L)			
成田市			○		
佐倉市			○		
東金市		○ 35円/45L 25円/30L 15円/20L			
旭市		○ 可燃ごみ(大)(45円/30L) 可燃ごみ(小)(25円/15L)			
習志野市				○	
柏市			○		
勝浦市		○			40 <sup>リットル</sup> 袋：処理料40円＋袋代 30 <sup>リットル</sup> 袋：処理料30円＋袋代 20 <sup>リットル</sup> 袋：処理料20円＋袋代
市原市			○		
流山市				○	
八千代市		○ (12円/20L 18円/30L 24円/40L)			
我孫子市				○	
鴨川市		○ 50円/45L、20円/20L			左記価格は処理手数料であり、袋代については、各製造メーカーにて設定し販売している(平均価格120円/10枚)
鎌ヶ谷市			○		



市町村名	有料化有		有料化無		備考
	定額制	指定袋制		なし	
		処理料金上乘	袋代のみ		
君津市					超過量有料制 年間で可燃ごみ用袋90枚、不燃ごみ用袋20枚の無料引換券を交付し、不足する分は購入してもらう。無料引換できる可燃ごみ用袋の容量は、単身世帯が小袋(200)、2~4人世帯が中袋(300)、5人以上世帯が大袋(400)とする。1袋(10枚)当たりの販売価格は小袋が900円、中袋が1,350円、大袋が1,800円とする。廃棄物の排出抑制、再利用等により引換券が余った場合には、報奨品との交換を行う。
富津市		○ (可燃・不燃・資源15円/30L) (容器包装プラスチック15円/45L)			
浦安市			○		
四街道市			○		
袖ヶ浦市		※可燃・不燃共 200 11円/枚 300 13円/枚 400 16円/枚			
八街市			○		
印西市			○		
白井市			○		
富里市			○		
南房総市		○ (50円/45L) (40円/30L) (30円/20L) (15円/10L)			
匝瑳市		○			可燃大40円、可燃小20円、 不燃40円、資源20円、 資源シール20円
香取市		○ (51円/400袋、40円/300袋、28円/200袋)			
山武市		成東地域 可燃(大) 40円 可燃(小) 20円 缶類 30円 ビン類 30円 ペットボトル 20円 金属類 30円 ガラス類 30円 山武・松尾・蓮沼地域 可燃(大) 40円 可燃(小) 30円 資源 20円 不燃 20円 有害 20円			
いすみ市		○ (50円/45L, 30円/20L)			
酒々井町			○		

市町村名	有料化有		有料化無		備考
	定額制	指定袋制		なし	
		処理料金上乘	袋代のみ		
栄町		燃やすごみ 大(45円)中(25円)小(15円) 資源物 大(20円)中(15円)小(10円) 燃やさないごみ、有害ごみ 中(30円)小(15円)			当町では処理料金ではなく、収集運搬手数料として上乘せしています。
神崎町		○(35円/枚)			
多古町		○			大30L/40円・小15L/20円
東庄町		○			
大網白里町		○			
九十九里町		○ 25円/30L 35円/45L			
芝山町		○(可燃大40円、可燃小30円、不燃20円、資源20円、有害20円)			
横芝光町		可燃大40円(34.9円) 可燃小30円(25.33円) 不燃 20円(12.34円) 資源 20円(12.04円) 有害 20円(12.3円)			
一宮町		○ 35円/20L 50円/30L 65円/40L			
睦沢町		○			
長生村		○ 35円/20L 50円/30L 65円/40L			
白子町		○ 35円/20L 50円/30L 65円/40L			
長柄町		○ 35円/20L 50円/30L 65円/40L			
長南町		○ 35円/20L 50円/30L 65円/40L			
大多喜町		○(50円/35L)			
御宿町	○				
鋸南町		50円/45L(44.30円) 30円/20L(26.82円) (50円、30円は袋の原価を含む販売価格、44.30円、26.82円は上乘せ料金)			

1 4. 県内市町村の生活系可燃ごみ（収集ごみ）の有料化の状況（平成22年3月31日現在）

地域別 (県民センター、 事務所 管轄地域別)	定 額 制 料金徴収	指 定 袋 制		料金徴収、 指定袋共に なし
		処理料金上乗せ	袋 代 の み	
	有料化あり		有料化なし	
千葉・ 市原			千葉市、市原市	
葛南		八千代市	市川市、船橋市 浦安市	習志野市
東葛飾		野田市（※）	柏市、鎌ヶ谷市	松戸市 流山市 我孫子市
北総		栄町	成田市、佐倉市 四街道市、八街市 印西市、富里市 白井市、酒々井町	
香 取		香取市 神崎町、多古町、東庄 町		
海 匝		銚子市、旭市 匝瑳市		
東上総		茂原市、一宮町 睦沢町、長生村 白子町、長柄町 長南町		
山 武		東金市、大網白里町、 九十九里町、横芝光 町、芝山町、山武市		
夷 隅	御宿町	勝浦市、いすみ市、 大多喜町		
南房総		富津市、君津市（※） 木更津市、袖ヶ浦市		
安房		館山市、鴨川市 南房総市、鋸南町		
合計	1 町	1 8 市 1 5 町 1 村	1 4 市 1 町	4 市
	3 5 市町村（1 8 市 1 6 町 1 村）		1 9 市町村（1 8 市 1 町）	

※野田市：年間130枚の指定ごみ袋引換券を各家庭に配布し、超過した場合に購入してもらう。

※君津市：市が予め各世帯に無料で可燃ごみ用指定袋90枚を配布し、超過した場合に購入してもらう。

15. 生活系ごみ（直接搬入ごみ）の有料化の状況

市町村名	有料化の有無	従量制・定額制の別	ごみの種類	料金
千葉市	有	従量制	直接搬入ごみすべて（可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・有害ごみ）	20円/kg（消費税別）
銚子市	有	従量制	可燃、不燃、ビン、カン、ペットボトル、新聞、雑誌、ダンボール、紙類等、プラスチック類	50円/10kg
市川市	有	従量制	燃やすごみ、燃やさないごみ、大型ごみ	189円/10kg
船橋市	無			
館山市	有	従量制	①燃せるごみ（一般廃棄物） ②燃せるごみ（事業系一般廃棄物） ③燃せないごみ ④産業廃棄物（木くず、紙くず）	① 50円/10kg（30kg未満は無料）110kg以上は150円/10kg ② 150円/10kg ③ 50kg未満は無料、50kgは1570円（以後50kgごとに520円） ④ 150円/10kg
木更津市	有	従量制	可燃、不燃、粗大	20kg/130円
松戸市	有	従量制	燃えるごみ、その他プラスチック、リサイクルするプラスチック、資源ごみ、陶磁器・ガラスなどのごみ、有害ごみ	全て16.8円/kg (20kg以下一律336円)
野田市	有	従量制	可燃・不燃	10kgごとに150円+消費税 ただし、1日の搬入量が10kg未満の場合は無料
茂原市	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	320円/20kg
成田市	下総・大栄地区のみ：有	従量制	可燃ごみ、ビン、カン、不燃ごみ	1回の搬入量が100kgを超えると有料。 可燃ごみ10kgにつき100円
佐倉市	有	従量制	処理困難物を除く全ての物	350円/10kg
東金市	有	従量制	可燃ごみ、金属類、カン、ビン、ガラス類、ペットボトル、蛍光灯類	左記種類別に記入 全て100円/10kg
旭市	有	従量制	全種類(但し、資源ごみのうち紙類及び布類は除く)	資源ごみ以外 100kg未満 1kg当り10円、100kg以上 1kg当り15円 資源ごみ 1kg当り10円
習志野市	有	従量制	直接搬入ごみのすべて	170円/10kg
柏市	有	従量制	可燃ごみ、不燃ごみ、資源品	10kgまでごとに189円、10kgまでごとに189円 10kgまでごとに189円
勝浦市	有	従量制	燃やせるごみ	10kgごとに40円
市原市	無			
流山市	有	従量制	可燃・不燃・紙・金属・ガラス・ペットボトル・プラスチック・その他資源・その他	157.5円/10kg（税込み）
八千代市	有	従量制	①可燃ごみ、②不燃ごみ、③有害ごみ	① 指定袋に入れて搬入する為、指定袋と同じ料金（12円/200、18円/300、24円/400） ②③ 指定袋に入れて搬入する為、指定袋と同じ料金（12円/200）
我孫子市	有	従量制	可燃・不燃・粗大・資源	10kgまで157円。10kgを超える場合、10kgを超える部分について10kgにつき157円
鴨川市	有	従量制	可燃ごみ	50円/10kg(100kgを超えた部分から120円/10kg)
鎌ヶ谷市	無			
君津市	有	従量制	可燃ごみ、不燃ごみ、せん定木（たい肥化）	可燃ごみ、不燃ごみ10kgごとに180円。せん定木50kgまでは10kgごとに80円、50kgを超えると10kgごとに170円
富津市	有	従量制	可燃ごみ、不燃ごみ、紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、その他資源ごみ、その他	7円/kg
浦安市	有	従量制	一般廃棄物	210円/10kg
四街道市	無			
袖ヶ浦市	無			
八街市	無			
印西市	無			
白井市	無			
富里市	有	従量制	可燃ごみ、不燃ごみ、金属、ガラスびん、ペットボトル、資源ごみ	100kgを超えたら超過分5.25円/kg
南房総市	有	従量制	可燃ごみ、紙類、金属、ガラス、ペットボトル、プラスチック、その他の資源ごみ	20kgまで無料、20kgを超えた場合(10kgから100kgまで、10kgにつき50円)、100kgを超えた場合(10kgにつき150円)
匝瑳市	有	従量制	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ	100kg毎400円
香取市	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	(可燃ごみ)100kgまで無料、超過分は100円/10kg (不燃ごみ)100kgまで無料、超過分は200円/10kg
山武市	有	従量制	成東地域 可燃、カン、ビン、ガラス類、 ペットボトル、金属類、蛍光灯類 山武・松尾・蓮沼地域 原則粗大ごみのみ	100円/10kg
いすみ市	有	従量制	可燃ごみ、不燃ごみ（金属類、ガラス類）、資源ごみ（カン、ビン、ペットボトル）	3円/kg
酒々井町	有	従量制	全種	350円/10kg
栄町	無			
神崎町	有	従量制	可燃・不燃	100kg超過分 可燃ごみ100円/10kg、不燃ごみ200円/10kg
多古町	有	従量制	可燃・不燃・資源	100kg毎400円
東庄町	有	従量制	可燃物、不燃物	可燃（100kgまで無料、100kgを超えた場合100円/10kg） 不燃（100kgまで無料、100kgを超えた場合200円/10kg）
大網白里町	有	従量制	可燃ごみ、金属類、缶類、ビン・ガラス類、ペットボトル、蛍光灯類	全種類 100円/10kg
九十九里町	有	従量制	可燃ごみ・金属類・カン類 ビン・ガラス類・ペットボトル 蛍光灯類	100円/10kg
芝山町	有	従量制	全種	10kgあたり100円
横芝光町	有	従量制	原則として粗大ごみのみ	横芝地域10kgごと100円 光地域100kgごと400円
一宮町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	320円/20kg
睦沢町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	320円/20kg
長生村	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	320円/20kg
白子町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	320円/20kg
長柄町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	320円/20kg
長南町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	320円/20kg
大多喜町	有	従量制	可燃ごみ	3円/kg
御宿町	有	従量制	可燃ごみ、紙類、カン・鉄類、ビン、ガラス類、樹脂類	3円/kg

市町村名	有料化の有無	従量制・定額制の別	ごみの種類	料金
鋸南町	有	従量制	可燃ゴミ 古紙、布類 空き缶 空きビン (ガラス類) ペットボトル 不燃ごみ援助	20kg以下無料 20kg以上、10kg～100kgまで 50円/10kg 100kg以上 150円/10kg以上

16. 生活系粗大ごみの有料化の状況

市町村名	収集分			直接搬入分		
	有料化の有無	従量制・定額制の別	料金	有料化の有無	従量制・定額制の別	料金
千葉市	有	定額制	370円～1,500円 (品目により設定)	有	従量制	370円～1,500円 20円/kg (工場搬入分)
銚子市	有 (申し込み制)	従量制	500円/15kg	有	従量制	50円/10kg
市川市	有	定額制	500円～2,500円	有	従量制	189円/10kg
船橋市	有	従量制	品目ごとに350円、700円、1,050円、1,400円の4段階	有	従量制	15kgまで150円。15kgを超える部分150円/10kg。(別途5%加算)
館山市	無			有	従量制	① 事業系一般廃棄物 150円/10kg ② 燃せないごみ 50kg未満は無料 50kgは1570円 (以後50kgごとに520円)
木更津市	有	定額制	800円/1点	有	従量制	20kg/130円
松戸市	有	定額制	1点1,000円	有	従量制	全て16.8円/kg (20kg以下一律336円)
野田市	有	定額制	520円 ただし、スプリングマットレスは3,120円	有	従量制	10kgごとに150円+消費税 ただし、1日の搬入量が10kg未満の場合は無料。 スプリングマットレスは10kgごとに450円+消費税
茂原市	無			有	従量制	320円/20kg
成田市	無			下総・大栄地区のみ：有	従量制	可燃ごみ10kgにつき100円 不燃ごみ10kgにつき200円
佐倉市	有	従量制	330円 500円 840円 1,170円 1,510円 1,840円	有	従量制	350円/10kg
東金市	有	従量制	0kg～15kg未満 150円 15kg～25kg未満 300円 25kg～35kg未満 450円 35kg以上 600円	有	従量制	100円/10kg
旭市	無			有	従量制	100kg未満 1kg当り10円 100kg以上 1kg当り15円
習志野市	有	定額制	310円～1,550円	有	従量制	170円/10kg
柏市	有	定額制	1点1050円	有	従量制	10kgまでごとに189円
勝浦市	有	定額制	1品目あたり500円	有	従量制	10kgごとに60円 (※ただし、可燃性の粗大ごみに限る)
市原市	有	定額制	940円/1点	有	定額制	420円/1点
流山市	有	定額制	1,050円/1点	有	従量制	157.5円/10kg (税込み)
八千代市	有	従量制	1点につき300円もしくは600円	有	従量制	1点につき150円もしくは300円
我孫子市	有	定額制	700円/1点	有	従量制	10kgまで157円。 10kgを超える場合、10kgを超える部分について10kgにつき157円
鴨川市	有	定額制	500円/1点	有	従量制	70円/10kg (1点につき500円を上限)
鎌ヶ谷市	有	定額制	840円	有	定額制	420円
君津市	有	定額制	1点当たり840円	有	定額制	1点当たり420円
富津市	有	定額制	1点当たり 800円	有	従量制	7円/kg
浦安市	有	従量制	400円・800円・1,200円・1,600円・2,000円	有	従量制	210円/10kg
四街道市	有	定額制	基本料金 (800円) +品目別による料金	有	従量制	10kgまでごとに100円
袖ヶ浦市	無			無		
八街市	有	定額制	520円/1点	無		
印西市	無			無		
白井市	有	従量制	350円 700円 1,050円 1,400円 1,750円	有	従量制	150円 300円 450円 600円 750円
富里市	有	定額制	1回につき500kgまで3,150円	有	従量制	100kgを超えたら超過分5.25円/kg
南房総市	有	定額制	1点 550円	有	従量制	・20kgまで無料 ・20kgを超えた場合 10kgから100kgまで、10kgにつき50円 100kgを超えた場合、10kgにつき150円
匝瑳市	有	従量制	基本料金2,000円 従量料金400円 (100kg毎)	有	従量制	100kg毎400円
香取市	無			有	従量制	(可燃ごみ) 100kgまで無料 超過分は100円/10kg (不燃ごみ) 100kgまで無料 超過分は200円/10kg
山武市	有	成東地域 従量制 山武・松尾・蓮沼地域 定額制	成東地域 150円、300円、 450円、600円 山武・松尾・蓮沼地域 200円	有	従量制	100円/10kg
いすみ市	有	従量制	15円/kg	有	従量制	5円/kg
酒々井町	有	定額制	処理券：500円 処理袋：250円	有	従量制	350円/10kg

市町村名	収集分			直接搬入分		
	有料化の有無	従量制・定額制の別	料金	有料化の有無	従量制・定額制の別	料金
千葉市	有	定額制	370円～1,500円（品目により設定）	有	従量制	370円～1,500円 20円/kg（工場搬入分）
栄町	有	従量制	小サイズ 0.05m <sup>3</sup> 未満 100円 中サイズ 0.05m <sup>3</sup> 以上-0.25m <sup>3</sup> 未満 300円 大サイズ 0.25m <sup>3</sup> 以上-0.75m <sup>3</sup> 未満 500円 特大サイズ 0.75m <sup>3</sup> 以上 700円	無		
神崎町	無			無		
多古町	有	従量制	基本料金2000円+100kg毎400円	有	従量制	100kg毎400円
東庄町	有	定額制	2品目まで2,120円、1品目増すごとに 530円加算	有	従量制	可燃（100kgまで無料、100kgを超えた 場合100円/10kg） 不燃（100kgまで無料、100kgを超えた 場合200円/10kg）
大網白里町	有	従量制	0kg以上～15kg未満：150円 15kg以上～25kg未満：300円 25kg以上～35kg未満：450円 35kg以上：600円	有	従量制	100円/10kg
九十九里町	有	従量制	150円300円 450円600円	有	従量制	100円/10kg
芝山町	有	定額制	1品200円	有	従量制	10kg100円
横芝光町	有	両方	横芝地域・・・定額制1品ごと200円 光地域・・・持込車両がない家庭のみ 対象で定額+従量の複合制 基本料金 2,000円、100kgごと400円	有	従量制	横芝地域・・・従量制 10kgごと100円 光地域・・・従量制 100kgごと400円
一宮町	無			有	従量制	320円/20kg
睦沢町	無			有	従量制	320円/20kg
長生村	無			有	従量制	320円/20kg
白子町	無			有	従量制	320円/20kg
長柄町	無			有	従量制	320円/20kg
長南町	無			有	従量制	320円/20kg
大多喜町	無			有	従量制	kg/3円
御宿町	有	従量制	90円/kg	有	従量制	90円/kg
鋸南町	有	定額制	1点 550円	有	従量制	20kg以下無料 (20kg以上、10kg～100kgまで) 50円/10kg (100kg以上) 150円/10kg以上

17. 事業系ごみの有料化の状況

市町村名	収集				処分		
	有料化の有無	有料化している場合の従量制・定額制の別	収集料金	その他	有料化の有無	有料化している場合の従量制・定額制の別	処分料金
千葉市	有	従量制	排出事業者と許可業者との契約による	16円/kg（消費税別）又は3,200円/m <sup>3</sup> （〃）を上限	有	従量制	20円/kg（消費税別）または4,000円/m <sup>3</sup> （〃）
銚子市	有		排出事業者と許可業者との契約による	市では事業系ごみの収集運搬を行っておらず、事業者が自ら運搬するか、または許可業者へ委託して運搬している。	有	従量制	150円/10kg
市川市	有		排出事業者と許可業者との契約による	市では事業系ごみの収集運搬を行っておらず、事業者が自ら運搬するか、または許可業者へ委託して運搬している。	有	従量制	189円/10kg
船橋市	有		排出事業者と許可業者との契約による	船橋市では収集は行っていない。許可業者が収集しているので、それぞれの業者が料金設定している。（許可業者の処分料金は右記の直接搬入の「処分」と同じ）	有	従量制	17円/kg（別途5%加算）
館山市	有		排出事業者と許可業者との契約による	館山市は事業系ごみの収集はしておらず、事業者が自ら運搬するかまたは許可業者に委託している。このため、市が設定しているのは処理手数料のみで、収集運搬料金については許可業者が設定している。	有	従量制	150円/10kg
木更津市	有		排出事業者と許可業者との契約による	木更津市では収集は行っていない。許可業者が収集を行うか、排出事業者が直接搬入することとなっている。木更津市での処分料金については右記の「処分料金」と同じ。	有	従量制	20kg/180円 併せて 産廃20kg/500円



市町村名	収集				処分		
	有料化の有無	有料化している場合の 従量制・定額制の別	収集料金	その他	有料化の有無	有料化している場合の 従量制・定額制の別	処分料金
松戸市	有		排出事業者と許可業者との契約による	松戸市は事業系ごみの収集はしておらず、事業者が自ら運搬するかまたは許可業者に委託しております。このため、市が設定しているのは処理手数料のみで、収集運搬料金については許可業者が設定しております。	有		松戸市は事業系ごみの収集はしておらず、事業者が自ら運搬するかまたは許可業者に委託しております。このため、市が設定しているのは処理手数料のみで、収集運搬料金については許可業者が設定しております。
野田市	有		排出事業者と許可業者との契約による	市では事業系ごみの収集運搬を行っておらず、事業者が自ら運搬するか、または許可業者へ委託して運搬している。	有	従量制	10kgごとに150円＋消費税 ただし、1日の搬入量が10kg未満の場合は無料 併せ産廃の手料金は、 10kgごとに220円＋消費税
茂原市	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	320円/20kg
成田市	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	下総・大栄地区を除く地区：1kgにつき21円 下総・大栄地区：10kgにつき200円
佐倉市	有	従量制	排出事業者と許可業者との契約による	事業系ごみの収集はしておらず、事業者が自ら運搬するかまたは許可業者に委託しております。このため、市が設定しているのは処理手数料のみで、収集運搬料金については許可業者が設定しております。	有	従量制	350円/10kg
東金市	有		排出事業者と許可業者との契約による	市は事業系ごみの収集はしておらず、事業者が自ら運搬するか、許可業者へ委託して運搬している。	有	従量制	150円/10kg
旭市	有		排出事業者と許可業者との契約による	市では事業系ごみの収集はしておらず、事業者が自ら運搬するか、あるいは許可業者へ委託し運搬している。そのため、収集運搬料金については許可業者が設定している。	有	従量制	資源ごみ以外 100kg未満 1kg当り10円 100kg以上 1kg当り15円 資源ごみ 1kg当り10円
習志野市	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	170円/10kg
柏市	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	10kgまでごとに189円
勝浦市	有		排出事業者と許可業者との契約による	事業系ごみの収集は行っておらず、許可業者による収集のみ。	有	従量制	10kgごとに60円
市原市	有		排出事業者と許可業者との契約による	市は事業系ごみの収集を行っていません。	有	従量	147円/10kg
流山市	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	157.5円/10kg

市町村名	収集				処分		
	有料化の有無	有料化している場合の 従量制・定額制の別	収集料金	その他	有料化の有無	有料化している場合の 従量制・定額制の別	処分料金
八千代市	有		排出事業者と許可業者との契約による	市は事業系ごみの収集を行っていません。許可業者による収集のみ。	有	従量制	21円/kg (税別)
我孫子市	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	10kgまで252円。 10kgを超える場合、10kgを超える部分について10kgにつき252円
鴨川市	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	120円/10kg
鎌ヶ谷市	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	①事業系一般廃棄物 189円/10kg
君津市	有		排出事業者と許可業者との契約による	市は収集なし、許可業者による収集	有	従量制	透明袋で出させる。 10kg当たりの処理手数料は90円
富津市	有		排出事業者と許可業者との契約による	処理料金は、事業系搬入料金12円/kg、運搬料については、許可業者が設定している。	有	従量制	12円/kg
浦安市	有	従量制	燃やせるごみ・燃やせないごみ=450 280円、22.50 140円 資源物(びん・缶・ペットボトル)=450 140円、22.50 70円 紙類=70円		有	従量制	210円/10kg
四街道市	有	従量制	10kgごとに200円(許可業者による収集・搬入)		有	従量制	10kgごとに200円
袖ヶ浦市	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	80円/10kg
八街市	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	25円/kg
印西市	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	250/10kg
白井市	有			10円～15円/kg	有	従量制	250円/10kg
富里市	有	従量制	21円/kg	収集運搬が許可業者の場合は、処理代金は市が設定(21円/kg)し、収集運搬費用は許可業者が設定する。	有	従量制	21円/kg
南房総市	有		排出事業者と許可業者との契約による	事業系ごみの収集はしておらず、事業者が自ら運搬又は許可業者に委託している。このため、市が設定しているのは処理手数料のみで、収集運搬料金については許可業者が設定している。	有	従量制	10kgにつき150円
匝瑳市	有	許可業者により異なる	排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	100kg毎1,500円
香取市	有	許可業者による	排出事業者と許可業者との契約による	料金形態は月ごとの契約や、kg当たりの契約などがある。	有	従量制	200円/10kg
山武市	有	許可業者による	排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	150円/10kg
いすみ市	有	許可業者による	排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	6円/kg
酒々井町	有	従量制	排出事業者と許可業者との契約による	事業系ごみの収集はしておらず、事業者が自ら運搬するか、許可業者に委託しております。このため、町が設定しているのは、処理手数料のみで、収集運搬料金については許可業者が設定しております。	有	従量制	350円/10kg

市町村名	収集				処分		
	有料化の有無	有料化している場合の 従量制・定額制の別	収集料金	その他	有料化の有無	有料化している場合の 従量制・定額制の別	処分料金
栄町	有	従量制	排出事業者と許可業者との契約による	印西クリーンセンターにて 25円/kgを徴収している ころから、許可業者が独 自に運搬賃を込みの料金設 定を行なっている。	有	従量制	印西クリーンセンターにて25円/kgを 徴収している
神崎町	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ 100円/10kg
多古町	有	許可業者により異なる	排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	10kg毎150円
東庄町	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	200円/10kg
大網白里町	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	150円/10kg
九十九里町	有	従量制	排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	150円/10kg
芝山町	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	10kg150円
横芝光町	有	許可業者により異なる	排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	横芝地域・・・10kg当たり150円 光地域・・・10k当たり150円
一宮町	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	320円/20kg
睦沢町	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	320円/20kg
長生村	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	320円/20kg
白子町	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	320円/20kg
長柄町	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	320円/20kg
長南町	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	320円/20kg
大多喜町	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	kg/6円
御宿町	有	定額制	1,000円/月額		有	従量制	6円/kg
鋸南町	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	150円/10kg

(注)

- 市町村又はその許可業者のいずれも事業系ごみの収集を行っておらず、直接、排出事業者が市町村等の施設に搬入するのみ場合は、収集「有料化の有無」欄は「無」としてしています。
- 排出事業者と許可業者との契約により収集料金が設定されている場合は、収集「有料化の有無」欄は「有」としてしています。

18. 生活系可燃ごみ（収集ごみ）処理の有料化導入予定  
 ※すでに有料化している場合は「-」。

市町村名	導入予定の有無	有の場合導入予定年度
千葉市	無	
銚子市	-	
市川市	無	
船橋市	無	
館山市	-	
木更津市	-	
松戸市	有	未定
野田市	-	
茂原市	-	
成田市	無	
佐倉市	有	未定
東金市	-	
旭市	-	
習志野市	無	
柏市	無	
勝浦市	-	
市原市	無	
流山市	有	未定
八千代市	-	
我孫子市	無	
鴨川市	-	
鎌ヶ谷市	無	
君津市	-	
富津市	-	
浦安市	無	
四街道市	無	
袖ヶ浦市	-	
八街市	無	
印西市	無	
白井市	無	
富里市	無	
南房総市	-	
匝瑳市	-	
香取市	-	
山武市	-	
いすみ市	-	
酒々井町	無	
栄町	-	
神崎町	-	
多古町	-	
東庄町	-	
大網白里町	-	
九十九里町	-	
芝山町	-	
横芝光町	-	
一宮町	-	
睦沢町	-	
長生村	-	
白子町	-	
長柄町	-	
長南町	-	
大多喜町	-	
御宿町	-	
鋸南町	無	

19. 事業系ごみ対策

市町村名	(1) 多量排出事業者対策						(2) 小規模事業者対策						(3) 事業系可燃ごみの組成分析の実施の有無	(4) 事業系ごみの減量に向けて工夫している施策など			
	①実施の有無	対策の内容				⑦対象事業所数	①実施の有無	対策の内容									
		選②任指導	作③成減量・資源化計画の	④個別指導	⑤その他			選②任指導	作③成減量・資源化計画の	④個別指導	⑤その他						
千葉市	有	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業系一般廃棄物管理票の提出を義務付けている。</li> <li>敷地内に事業系一般廃棄物、及び再利用の対象となる事業系廃棄物の保管場所をそれぞれ設置することを義務付けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗（店舗面積合計が1,000㎡を超える小売店舗）</li> <li>延床面積の合計が3,000㎡以上の建築物（ただし、廃棄物の排出量が少量で、市長が指定するものを除く）</li> </ul>	456	有					○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所ごみの不適正排出が多い家庭ごみSTを監視し、違反者に対して指導を行う。</li> <li>食品営業者を対象とした講習会において事業所ごみの減量と適正処理について説明を行う。</li> <li>清掃工場にて搬入物を検査し、排出ルールについて指導を行う。</li> </ul>	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物講演会において、廃棄物の減量・再資源化に積極的に取り組んでいる事業者を優良業者として表彰。</li> <li>生ごみの減量・再資源化を目的として、小学校及び老人ホームに生ごみ処理機を設置し、堆肥を花壇等に利用。</li> </ul>
銚子市	無						無								無		
市川市	有	○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>①大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する1,000㎡以上の大規模小売店舗</li> <li>②3,000㎡以上の床面積を有する特定建築物の店舗、事務所、旅館等</li> </ul>	78	有					○	○	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正処理実施事業所に適正処理済シールを配布しシールを店頭に表示してもらうことで事業所のイメージアップを図ってもらう。</li> <li>クリーンセンターへのごみ搬入時に資源物の別下ろしを指導している。</li> <li>収集運搬許可業者に資源化の実施について指導している。</li> </ul>	
船橋市	有	○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗</li> <li>(2) 次に掲げる用途に供される建築物で延べ面積が3,000㎡以上の建築物とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 興行場、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場</li> <li>イ 店舗又は事務所</li> <li>ウ 学校教育法第1条に規定する学校以外の学校（研修所を含む）</li> <li>エ ホテル又は旅館</li> <li>オ その他市長が必要があると認めるもの</li> </ul> </li> </ul>	114	有					○	○	有	多量排出事業者への立入検査	
館山市	有			○				有					○		無		
木更津市	有		○					有					○		無		
松戸市	有	○	○			一の建物（大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号）第1条に規定する一の建物を含む。）であって、その建物内の店舗面積（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第1項に規定する店舗面積をいう。）の合計が500平方メートルを超える小売店舗、および事業の用に供する建築物の部分の延べ床面積を3,000平方メートル以上占有している事業者	324	有					○	○	無		
野田市	有	○	○	○		大規模小売店舗、中規模小売店舗、延べ面積が3,000平方メートル以上の建築物	187	無							無		
茂原市	無							無							無		
成田市	有	○	○			延べ床面積500㎡以上	452	有					○	○	有		

市町村名	(1) 多量排出事業者対策						(2) 小規模事業者対策						(3) 事業系可燃ごみの組成分析の実施の有無	(4) 事業系ごみの減量に向けて工夫している施策など	
	①実施の有無	対策の内容				⑦対象事業所数	①実施の有無	対策の内容							
		②選任指導	③廃棄物管理責任者の作成	④減量・資源化計画の個別指導	⑤その他			②選任指導	③減量・資源化計画の作成	④広報・パンフレット等の配布等啓発活動	④個別指導	⑤その他			
佐倉市	有	○	○			延べ床面積3,000㎡以上	75	無						無	
東金市	無							有			○			有(但し生活系ごみ混合)	
旭市	無							無						無	
習志野市	有	○	○	○		事業の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上で、かつ、事業系一般廃棄物(し尿を除く。)が1日平均50キログラム以上排出される建築物	65	有			○	○		無	
柏市	有		○	○		3000平方メートルかつ従業員100人以上	160	無						無	
勝浦市	無							無						無	
市原市	有	○	○	○		排出量が3t/月を超える事業所		無						無	
流山市	有		○			・大規模小売店舗の用に供する建築物を有する事業者 ・事業の用に供する部分の延べ床面積が1,500平方メートル以上の建築物を有する事業者	39	有			○			無	
八千代市	有	○	○			有	50	無						無	パンフレットでの啓発
我孫子市	有		○	○		なし		把握していない			○	○	○	無	ごみ減量・リサイクル推進事業所認定制度ごみの減量やリサイクルの推進をしている事業所を市が認定し、広報、HPなどで広く市民に周知し消費者の利用を促進する制度。事業所の規模は問わない。
鴨川市	有			○				無						無	
鎌ヶ谷市	有	有	有				21	無						無	
君津市	有	○	○					有			○			無	広報啓発活動
富津市	有		○			小売業、飲食業及び旅館を営むための建築物で、同一敷地内に建築された建築物の床面積(居住の用に供する部分を除く。)の合計が、1000平方メートル以上のもの前号に定めるもののほか、事業の用に供する建築物で、同一敷地内に建築された建築物の床面積(居住の用に供する部分を除く。)の合計が、3000平方メートル以上のもの		無						無	
浦安市	有	○	○	○	○	建築延べ面積3,000㎡以上かつ1日のごみ排出量が100kg以上 ※公共施設については1日のごみ排出量が30kg以上(他の事業所への指導的立場から)		有			○	○		無	年に一度、説明会を開催し、事業所の取り組みや情報交換などの場を設けている。また、現地調査の際に、ごみ減量の相談を受け、対応している。
四街道市	有			○				有				○		無	
袖ヶ浦市	有	○	○			(1)小売業、飲食業及び旅館を営むための建築物で、同一敷地内に建築された建築物の床面積(居住の用に供する部分を除く。)の合計が、1,000平方メートル以上のもの (2)前号に定めるもののほか、事業の用に供する建築物で、同一敷地内に建築された建築物の床面積(居住の用に供する部分を除く。)の合計が、3,000平方メートル以上のもの	7	無						無	
八街市	無							無						無	
印西市	有	○	○			延べ床面積が3,000㎡以上	61	無						無	

市町村名	(1) 多量排出事業者対策						(2) 小規模事業者対策						(3) 事業系可燃ごみの組成分析の実施の有無	(4) 事業系ごみの減量に向けて工夫している施策など	
	①実施の有無	対策の内容				⑦対象事業所数	①実施の有無	対策の内容							
		②選任指導 廃棄物管理責任者の	③作成 減量・資源化計画の	④個別指導	⑤その他			⑥対象事業所の基準	②選任指導 廃棄物管理責任者の	③作成 減量・資源化計画の	④個別指導	⑤その他			
白井市	有	○	○			延べ床面積3,000㎡以上の事業所 店舗面積1,000㎡以上の小売店	96	有			○			無	
富里市	無							無						無	
南房総市	無							無						無	
匝瑳市	無							無						無	
香取市	有	○	○			3,000㎡以上	34	無						無	
山武市	無							無						無	
いすみ市	無							無						無	
酒々井町	無							無						無	
栄町	有	○	○			建築物の延べ面積の合計が500平方メートル以上（事業系一般廃棄物の発生量が1日平均10キログラム未満の事業用建築物を除く）	14	無						無	役場庁舎内の事業系一般廃棄物について担当課と調整を図り、紙類のリサイクルを推進し、徹底した減量化を図っている。
神崎町	無							有			○	○		無	
多古町	無							無						無	
東庄町	有			○		基準は設定していない		無						無	多量排出事業者に対し、減量化に協力してもらうよう、個別指導している
大網白里町	無							無						無	特になし
九十九里町	無							有			○			有	
芝山町	無							無						無	
横芝光町	無							無						無	
一宮町	無							無						無	
睦沢町	無							無						無	
長生村	無							無						無	
白子町	無							無						無	
長柄町	無							無						無	
長南町	無							無						無	
大多喜町	無							無						無	
御宿町	有			○		ごみを常時（日）10kg以上排出する事業所		無						無	
鋸南町	無							無						無	

※①及び(3)の欄には「有」、「無」のいずれかを、②、③、④欄には該当する場合のみ「○」を入力。

20. 再生利用指定制度の活用状況

市町村名	規則第2条第2号関係		規則第2条の3第2号関係	
	指定の有無	指定業者数	指定の有無	指定業者数
千葉市				
銚子市				
市川市				
船橋市				
館山市				
木更津市				
松戸市	有	7		
野田市				
茂原市				
成田市	有	1	有	1
佐倉市				
東金市				
旭市				
習志野市				
柏市				
勝浦市				
市原市				
流山市				
八千代市				
我孫子市				
鴨川市				
鎌ヶ谷市				
君津市			有	1
富津市				
浦安市				
四街道市				
袖ヶ浦市				
八街市			有	2
印西市				
白井市				
富里市				
南房総市				
匝瑳市				
香取市				
山武市				
いすみ市				
酒々井町				
栄町				
神崎町				
多古町				
東庄町				
大網白里町				
九十九里町				
芝山町				
横芝光町				
一宮町				
睦沢町				
長生村				
白子町				
長柄町				
長南町				
大多喜町				
御宿町				
鋸南町				

※指定の有無欄の空欄は、指定がなしのことである。  
 ※指定がある市町村の業者名等は次のとおり。

市町村名	規則第2条第2号関係		規則第2条の3第2号関係	
	指定業者名	廃棄物の種類	指定業者名	廃棄物の種類
松戸市	①松戸市再生事業協同組合	①ペットボトル	—	—
	②東葛資源事業協同組合	②ペットボトル	—	—
	③松澤興業	③ペットボトル	—	—
	④(株)イサカエンタープライズ	④ペットボトル	—	—
	⑤K.S環境サービス(株)	⑤ペットボトル	—	—
	⑥(有)松戸紙業	⑥ペットボトル	—	—
	⑦(有)日美	⑦ペットボトル	—	—
成田市	①東部産業(株)	①剪定枝、間伐材、野菜くず	①東部産業(株)	①剪定枝、間伐材、野菜くず
君津市	—	—	①(有)佐久間総業	①せん定木、刈り草等
八街市	—	—	①(株)造伸	①雑草、雑木
	—	—	②東関リサイクル(株)	②剪定枝



2 1. 一般廃棄物処理困難物

市町村名	一般廃棄物処理困難物		委託料金（見込み）（単位：円）			説明事項
	名称	1年度分の発生数量 (kg)（見込み）	運搬単価（円/運搬1 回）	処分単価（円/1kg）	委託料金の1年度計 （運搬費及び処分費 の計）	
千葉市	原動機付自転車	8台	直接運搬	472.5円（/台）	3,780	
千葉市	スプリング入りマットレス	107枚	直接運搬	2,100円（/枚）	224,700	
千葉市	金庫	370	直接運搬	105	38,850	
千葉市	廃タイヤ	7,080		22	156,113	
千葉市	消火器	325本		630円（/本）	204,750	
千葉市	塗装料	55本程度（斗缶）	20,000	2,000円（/本）	198,450	
千葉市	廃プラスチック	570		52.5	29,925	
銚子市	ビデオテープ	32,000	処分単価に含まれる	30	960,000	単価契約 30,000円／t（消費税抜き）
銚子市	可燃性粗大ごみ （ふとん、カーペット等）	184,000	同上	30	5,520,000	単価契約 30,000円／t（消費税抜き）
銚子市	タイヤ（不法投棄分）	3,000	同上	24	72,000	単価契約 24円／kg（消費税抜き）
市川市	廃タイヤ	800本				
市川市	廃消火器	260本				
船橋市						
館山市	タイヤ	1,500		55	82,500	不法投棄によるもの
館山市	不燃系処理困難物	230,000				不燃ごみとして回収された一般廃棄物のうち、処理困難物として選別されたものを業者に委託して処理。委託は安房郡市広域市町村圏事務組合が実施している。安房郡市広域市町村圏事務組合（粗大ごみ処理施設を運営）は、不燃ごみの処理で発生した有価物（鉄等）の売却の条件として処理困難物の引き取りを課している。
木更津市						
松戸市						

2 1. 一般廃棄物処理困難物

市町村名	一般廃棄物処理困難物		委託料金（見込み）（単位：円）			説明事項
	名称	1年度分の発生数量 (kg)（見込み）	運搬単価（円/運搬1 回）	処分単価（円/1kg）	委託料金の1年度計 （運搬費及び処分費 の計）	
野田市	テレビ	250台	78,750円/トラック1台	1,890円/台	472,500	処分単価は1台あたり単価で委託しているため重量ではわからない。運搬単価は10tトラック1台あたり。
野田市	冷蔵庫・冷凍庫	100台		2,625円/台	262,500	
野田市	洗濯機	80台		1,050円/台	84,000	
野田市	エアコン	100台		1,680円/台	25,200	
野田市	タイヤ	1,300本	処分単価に含む	500円/本	682,500	処分単価は1本あたり単価で委託しているため重量ではわからない。処分費に運搬費含む。
野田市	コンクリガラ等				900,000	上記以外の処理困難物。単価は困難物により異なるため予算額のみ記載。
茂原市						
成田市						
佐倉市						
東金市	廃乾電池	15,300			1,172,745	
旭市						
習志野市						
柏市						
勝浦市	廃プラスチック	6,920		68	472,290	
市原市	タイヤ	26,000	処分単価に含む	21	530,000	搬出は1回あたり、4t平ボディにて搬出。（不法投棄物のみ福増クリーンセンターで受入）
市原市	ガスボンベ	50	処分単価に含む	1,554	78,000	（不法投棄物のみ福増クリーンセンターで受入）
市原市	消火器	80	処分単価に含む	8,000	578,000	（不法投棄物のみ福増クリーンセンターで受入）
市原市	バッテリー	2,300	無償	無償	無償	量がある程度まとまれば無償にて処理（不法投棄物のみ福増クリーンセンターで受入）
流山市						
八千代市	廃乾電池	40,100		74	3,115,770	
八千代市	廃蛍光管	20,160		97	2,053,295	

2 1. 一般廃棄物処理困難物

市町村名	一般廃棄物処理困難物		委託料金（見込み）（単位：円）			説明事項
	名称	1年度分の発生数量 (kg)（見込み）	運搬単価（円/運搬1 回）	処分単価（円/1kg）	委託料金の1年度計 （運搬費及び処分費 の計）	
八千代市	リサイクル家電品	3,370			534,100	テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・パソコン
八千代市	廃油等	2,030			173,250	ドラム缶11本
八千代市	廃タイヤ	1,460		25	38,325	
我孫子市	タイヤ	1,500		普通346.5円/本 中型682.5円/本 大型1575円/本	123,000	不法投棄回収物 運搬費は処分費に含む
鴨川市	廃乾電池及び廃蛍光 管	18,510		98	1,807,501	処分単価には、運搬単価を含む
鎌ヶ谷市						
君津市	農薬	不明				ホームセンターなどで販売している家庭用除草剤等の残液が入ったもの
君津市	大型動物の死骸	不明				道路上等で発生した大型動物（野生のイノシシ、シカ等）の死骸
富津市	ホイール付タイヤ	1,110	直接運搬	30	33,300	
富津市	ホイール無タイヤ	1,260	直接運搬	40	50,400	
浦安市	廃タイヤ	1,000	30,450	21	51,450	
浦安市	廃消火器	54本	30,450	1,000円/本	87,150	
浦安市	高圧ボンベ	7本	30,450	9,450円/本	96,600	
四街道市	タイヤ	3,600		26	94,499	処分単価には、運搬単価を含む
袖ヶ浦市	消火器	}				
袖ヶ浦市	タイヤ		6,000	26,250	157,500	本来収集していないが、不法投棄や集積所の長期間の放置により止む無く搬入した もの
袖ヶ浦市	その他					
袖ヶ浦市	使用済乾電池	22,000		105,000	2,324,490	月1回の収集により搬入された乾電池の処理
八街市	タイヤ	2,184		25	54,600	処分単価は運搬料込み

2 1 . 一般廃棄物処理困難物

市町村名	一般廃棄物処理困難物		委託料金（見込み）（単位：円）			説明事項
	名称	1年度分の発生数量 (kg)（見込み）	運搬単価（円/運搬1 回）	処分単価（円/1kg）	委託料金の1年度計 （運搬費及び処分費 の計）	
八街市	不法投棄家電	640		162	103,680	処分単価は運搬料込み
八街市	電池	9,580		90	865,074	処分単価は運搬料込み
八街市	蛍光管（破砕）	2,910		102	296,383	処分単価は運搬料込み
八街市	蛍光管（未破砕）	470		105	49,350	処分単価は運搬料込み
印西市						
白井市						
富里市						
南房総市	タイヤ	10,000		24.675	78,960	収集及び自己搬入では受付をしない。不法投棄等によりセンターに搬入されたものである。
南房総市	消火器	3,000		24.675		収集及び自己搬入では受付をしない。不法投棄等によりセンターに搬入されたものである。
南房総市	LPガス	1,000		24.675		収集及び自己搬入では受付をしない。不法投棄等によりセンターに搬入されたものである。
南房総市	バッテリー	1,000		24.675		収集及び自己搬入では受付をしない。不法投棄等によりセンターに搬入されたものである。
南房総市	乾電池	9,000		74.0	678,709	
匝瑳市						
香取市	家電4品目	2,000			557,000	運搬単価は依頼する車両の大きさにより異なる。また、処分単価は1台あたりの額で契約。 冷蔵庫：2500円/台、洗濯機：1,000円/台、エアコン：1,600円/台、テレビ：1,800円/台
香取市	タイヤ	1,000			200,000	処分単価はタイヤの大きさにより異なる。200円/本～2,000円/本の間で推移
山武市						
いすみ市						
酒々井町						
栄町						

2 1. 一般廃棄物処理困難物

市町村名	一般廃棄物処理困難物		委託料金（見込み）（単位：円）			説明事項
	名称	1年度分の発生数量 (kg)（見込み）	運搬単価（円/運搬1 回）	処分単価（円/1kg）	委託料金の1年度計 （運搬費及び処分費 の計）	
神崎町						
多古町						
東庄町						
大網白里町	廃乾電池処理業務	17,740		99,750円/1t	1,769,565	
九十九里町						
芝山町	タイヤ類	50本	750		37,500	
芝山町	プロパンガスのボンベ					
芝山町	塗料缶（中身含）					
芝山町	農薬容器					
芝山町	消火器	8本	1,000		8,000	
横芝光町	農薬カン・ビン					
横芝光町	ガスボンベ					
横芝光町	自動車用部品					
横芝光町	オイル					
横芝光町	バッテリー					
横芝光町	タイヤ					
横芝光町	灰					
横芝光町	瓦					
横芝光町	消火器					
横芝光町	塗料缶					

2 1. 一般廃棄物処理困難物

市町村名	一般廃棄物処理困難物		委託料金（見込み）（単位：円）			説明事項
	名称	1年度分の発生数量 (kg)（見込み）	運搬単価（円/運搬1 回）	処分単価（円/1kg）	委託料金の1年度計 （運搬費及び処分費 の計）	
横芝光町	注射針					
横芝光町	建築廃材					
一宮町	タイヤ	10,000			262,500	運搬処理業務委託として、26,250円/t（年間委託見込量 10t）
一宮町	バッテリー	5,000			25,000	運搬処理業務委託として、5,000円/t（年間委託見込量 5t）
睦沢町	タイヤ	10,000			262,500	運搬処理業務委託として、26,250円/t（年間委託見込量 10t）
睦沢町	バッテリー	5,000			25,000	運搬処理業務委託として、5,000円/t（年間委託見込量 5t）
長生村	タイヤ	10,000			262,500	運搬処理業務委託として、26,250円/t（年間委託見込量 10t）
長生村	バッテリー	5,000			25,000	運搬処理業務委託として、5,000円/t（年間委託見込量 5t）
白子町	タイヤ	10,000			262,500	運搬処理業務委託として、26,250円/t（年間委託見込量 10t） 長生郡市広域市町村圏組合構成市町村の全体値
白子町	バッテリー	5,000			25,000	運搬処理業務委託として、5,000円/t（年間委託見込量 5t） 長生郡市広域市町村圏組合構成市町村の全体値
長柄町	タイヤ	10,000			262,500	運搬処理業務委託として26,250円/t（年間委託見込 10t）
長柄町	バッテリー	5,000			25,000	運搬処理業務委託として 5,000円/t（年間委託見込 5t）
長南町	タイヤ	10,000			262,500	運搬処理業務委託として、26,250円/t（年間委託見込量 10t）
長南町	バッテリー	5,000			25,000	運搬処理業務委託として、5,000円/t（年間委託見込量 5t）
大多喜町	廃タイヤ	800kg	直接運搬	315/本	50,100	町内の業者へ運搬し引取りをお願いしている（町は取扱わないので不法投棄となる）
大多喜町	消火器	30			5,250	問合せが多いが町では処理できないため民間業者へ紹介している
大多喜町	廃家電4品目	800	直接運搬		51,000	不法投棄に処理費がかさみ町負担増になっている
大多喜町	畳					問合せが多いが町では処理できないため民間業者へ紹介している
大多喜町	電池					鉄類残渣に入れ処理している
大多喜町	蛍光管					破碎後残渣処理埋立処分
御宿町						

2 1 . 一般廃棄物処理困難物

市町村名	一般廃棄物処理困難物		委託料金（見込み）（単位：円）			説明事項
	名称	1年度分の発生数量 (kg)（見込み）	運搬単価（円/運搬1 回）	処分単価（円/1kg）	委託料金の1年度計 （運搬費及び処分費 の計）	
鋸南町						

## 2.2. 一般廃棄物処理困難物

処理困難物に関する現状や課題など。

### 市川市

市の処理施設で処理ができない廃棄物は原則として市では受け入れていないため、可能な限り、引取先として販売店・取扱店等を紹介している。しかし、不法投棄された廃棄物に関しては、一般廃棄物であるかどうかを問わず、市で収集せざるを得ない事案が多いため、それらの処理先の確保や処理費用の負担に苦慮している。（上記の他、家電4品目、バッテリー、コンクリートブロックなど）また、個人がホームセンター等で資機材・部品等を購入することが容易になり自らリフォームや修理・交換を行うことが増加していると考えられ、従前は事業所から排出され産業廃棄物として処理されていたものが家庭からも排出されるため、処理方法等について市民からの問合せ等が多く寄せられるが、これらの廃棄物の中には市の処理施設で処理が困難なものも多く、対応が難しいのが現状である。（建築廃材、自動車関連部品等）現実的な問題として、一般廃棄物として処理（リサイクル）先の確保が困難なものは、産廃ルートで処理せざるを得ないという状況があるのではないかと。

### 木更津市

処理困難物については受入を行っていない。

### 松戸市

※現在委託の見込みはありません。

### 市原市

不法投棄された、処理困難物は福増クリーンセンターで受入せざるを得ないが物によっては（車のバンパー等）職員が手で解体したり、処理委託を行ったりと経費も発生している。

### 八千代市

石・砂・土、レンガ、ブロック、ボーリングの球、ゴム製チェーン、オイルヒーター、マッサージチェアー、ピアノ・オルガン・エレクトーン、金庫(耐火)、農薬等は現在処理ができない為、受け入れを断っている。

### 我孫子市

**【現状】**  
・一般家庭から排出される処理困難物は受入していないので上記は不法投棄で回収されたもの。他にがれき類、バッテリー、畳、消火器などの処理困難物が存在する。

**【課題】**  
・当市では処理困難物を危険性のあるもの、容積や重量が著しく大きいもの、その他施設で適正な処理ができないものとしているが、「適正処理」の定義が不明確であり、現状は、適正処理が「不明」なものである。色々な素材の混合物が氾濫しているので、その物に対しどのような処理が適正な処理かが判断できない。例えば薬品類では医療用、工業用、農業用などがあり、今までに過酸化水素水や、水酸化ナトリウム、クロルピクリンなどが問い合わせであったがそれらについての知識がないため、全て「お受けできない」という回答にならざるを得ない。同様に感光ドラム式のコピー機やプリンターもセレンウムの処理の問題により破砕処理は不適切とのメーカーの見解がある。建築資材も同様で、現在はホームセンター等あらゆる資材が販売され、少々の修繕は自ら行う市民も存在する。その際に廃棄物として出るものの中にはフロンやアスベスト含有物も存在する。

国や県は、一般家庭から排出されるものは一般廃棄物として市町村が受け入れるべきとの見解だが、生産されている製品全てにおいて、廃棄物になったときの適正な処理について知識を得たうえで受け入れるべきとするなら非現実的である。また、処理困難物は一般家庭から頻繁に排出されるものではないため、一部の住民のために受け入れることは不公平感がある。

当市では上述したものは受入ていなく販売店は引き取らないので許可業者を紹介しているが、がれき類や建築資材を受ける一般廃棄物処分場は近隣に無く、またあっても当該市町村の一廃許可が取れないため、産業廃棄物処分場へ産廃として搬入していると考えられる。許可や処分場の有無により、法にのっとって処理をすることが現状は難しい。

・処理困難物は拡大生産者責任の考え方を導入すべき。物理的および財政的な責任を生産者へと移せば環境配慮型の製品設計を行うよう生産者に動機を与えることができるし、何より適正な処分方法を一番理解しているのが生産者だからである。販売店を通し、生産者が処分するシステムを早急に確立するよう国や業界に働きかけるべき。あるいは県で広域の一般廃棄物（処理困難物受け入れ可）の処分場を確保すべきと考える。

・処理可能な事業者の情報を提供してくれるとの事だが、一般家庭からの依頼を直接受けてくれる業者を紹介してもらいたい。処理困難物は一般家庭から頻繁に排出されるものではないため受益者負担の点からも、市町村が回収し委託するのではなく、排出者が処理業者に依頼する方法がよいと考える。（この場合も許可が問題になるが。）

### 富里市

処理困難物については、購入先・メーカー・民間処分業者での処分を住民には示している。



23.生ごみ処理機補助制度等の調査(平成22年度)

生ごみ処理機

	①補助制度の有無 有り→1 無し→0を記入してください。		【①補助制度 有の場合】 ②21年度の実績 基数を記入してください。		【①補助制度 無の場合】 ③今後の補助制度整備の予定 有り→1 無し→0を記入してください。		④業務用生ごみ処理機の公共施設 の設置状況 (平成21年度の実績) 有り→1 無し→0を記入してください。	⑤業務用生ごみ処理機の管内一般 企業の設置状況 (平成21年度の実績) 有り→1 無し→0を記入してください。	⑥法人・事業所への補助制度 (平成21年度の実績) 有り→1 無し→0を記入してください。	⑦補助制度に関するホームページを作成している場合は、URLを記入してください。
	コンポスト容器 (生ごみ堆肥化)	生ごみ処理機 (機械式のもの)	コンポスト容器 (生ごみ堆肥化)	生ごみ処理機 (機械式のもの)	コンポスト容器 (生ごみ堆肥化)	生ごみ処理機 (機械式のもの)				
1 千葉市	1	1	445	294	—	—	1	0	0	<a href="http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyokanri/recycle/k-ngomi-hojo.html">http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyokanri/recycle/k-ngomi-hojo.html</a>
2 銚子市	0	1	0	6	—	0	—	0	0	<a href="http://www.city.choshi.chiba.jp/kurashi/to_kankyo/genryou.html">http://www.city.choshi.chiba.jp/kurashi/to_kankyo/genryou.html</a>
3 市川市	1	1	91	89	—	—	—	0	0	<a href="http://www.city.ichikawa.lg.jp/catpage/cat_00000055.html">http://www.city.ichikawa.lg.jp/catpage/cat_00000055.html</a>
4 船橋市	1	1	28	141	—	—	—	0	0	<a href="http://www.city.funabashi.chiba.jp/kurinsuishin/kurintop/kurintop.htm">http://www.city.funabashi.chiba.jp/kurinsuishin/kurintop/kurintop.htm</a>
5 館山市	1	1	89	21	—	—	—	0	0	—
6 木更津市	1	1	24	53	—	—	—	1	0	<a href="http://www.city.kisarazu.lg.jp/12,772,16,106.html">http://www.city.kisarazu.lg.jp/12,772,16,106.html</a>
7 松戸市	1	1	65	149	—	—	—	0	0	—
8 野田市	1	1	104	93	—	—	—	0	0	<a href="http://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/16-11.html#1">http://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/16-11.html#1</a>
9 茂原市	1	1	80	30	—	—	—	1	1	<a href="http://www.city.mobara.chiba.jp/hozen/CLEAN/namagomisori.html">http://www.city.mobara.chiba.jp/hozen/CLEAN/namagomisori.html</a>
10 成田市	1	1	50	99	—	—	—	0	0	<a href="http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/clean/std0013.html">http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/clean/std0013.html</a>
11 佐倉市	1	1	117	16	—	—	—	0	0	<a href="http://www.city.sakura.lg.jp/haiki_taisaku/gomi/syoriki/syoriki.htm">http://www.city.sakura.lg.jp/haiki_taisaku/gomi/syoriki/syoriki.htm</a>
12 東金市	1	1	49	14	—	—	—	0	0	<a href="http://www.city.togane.chiba.jp/ka/kankyo/seikatu/compost/compost.html">http://www.city.togane.chiba.jp/ka/kankyo/seikatu/compost/compost.html</a>
13 旭市	1	1	15	19	—	—	—	0	0	<a href="http://www.city.asahi.lg.jp/benrichou/c007_01_002.html#001">http://www.city.asahi.lg.jp/benrichou/c007_01_002.html#001</a>
14 習志野市	0	0	0	0	—	0	—	0	0	—
15 柏市	1	1	44	139	—	—	—	1	1	<a href="http://www.city.kashiwa.lg.jp/living_guide/garbage_environment/grbg_y06.htm">http://www.city.kashiwa.lg.jp/living_guide/garbage_environment/grbg_y06.htm</a>
16 勝浦市	1	1	7	6	—	—	—	0	0	<a href="http://www.city.katsuura.chiba.jp/gomi/07.html">http://www.city.katsuura.chiba.jp/gomi/07.html</a>
17 市原市	1	1	190	51	—	—	—	0	0	<a href="http://www.city.ichihara.chiba.jp/060kankyou/clean/gomi/08_gomi_nama/gomi_nama.html">http://www.city.ichihara.chiba.jp/060kankyou/clean/gomi/08_gomi_nama/gomi_nama.html</a>
18 流山市	1	1	63	156	—	—	—	1	把握していない	<a href="http://www.city.nagareyama.chiba.jp/section/risaikuru/contents/genryou-recycle/namagomishoriki/namagomi.htm">http://www.city.nagareyama.chiba.jp/section/risaikuru/contents/genryou-recycle/namagomishoriki/namagomi.htm</a>
19 八千代市	1	1	37	35	—	—	—	0	0	<a href="http://www.city.yachiyo.chiba.jp/benricyo/gomi/kaisyu.html">http://www.city.yachiyo.chiba.jp/benricyo/gomi/kaisyu.html</a>
20 我孫子市	1	1	164	57	—	—	—	1	1	<a href="http://www.city.abiko.chiba.jp/index.cfm/18,91,13,686.html">http://www.city.abiko.chiba.jp/index.cfm/18,91,13,686.html</a>
21 鴨川市	1	1	18	14	—	—	—	0	0	<a href="http://www.city.kamogawa.lg.jp/JP/">http://www.city.kamogawa.lg.jp/JP/</a>
22 鎌ヶ谷市	1	1	26	31	—	—	—	0	0	<a href="http://www.city.kamagaya.chiba.jp/kurashi/seikatsu/gomihojo.html">http://www.city.kamagaya.chiba.jp/kurashi/seikatsu/gomihojo.html</a>
23 君津市	1	1	91	25	—	—	—	0	0	<a href="http://www.city.kimitsu.lg.jp/">http://www.city.kimitsu.lg.jp/</a>
24 富津市	1	1	27	21	—	—	—	0	0	<a href="http://www.city.futtsu.chiba.jp/kurashi/kaiteki/gomi_genryo.html">http://www.city.futtsu.chiba.jp/kurashi/kaiteki/gomi_genryo.html</a>
25 浦安市	1	1	13	32	—	—	—	1	1	<a href="http://www.city.urayasu.chiba.jp/menu2137.html">http://www.city.urayasu.chiba.jp/menu2137.html</a>
26 四街道市	1	1	47	50	—	—	—	1	把握していない	<a href="http://www.city.yotsukaido.chiba.jp">www.city.yotsukaido.chiba.jp</a>
27 袖ヶ浦市	1	1	22	19	—	—	—	0	0	<a href="http://www.city.sodegaura.chiba.jp/kakuka/kankyo/haikibutsu/namagomi.html">http://www.city.sodegaura.chiba.jp/kakuka/kankyo/haikibutsu/namagomi.html</a>
28 八街市	1	1	19	9	—	—	—	0	0	<a href="http://www.city.yachimata.lg.jp">http://www.city.yachimata.lg.jp</a>
29 印西市	1	1	12	54	—	—	—	0	0	<a href="http://www.city.inzai.chiba.jp/www/contents/1106271416875/index.html">http://www.city.inzai.chiba.jp/www/contents/1106271416875/index.html</a>
30 白井市	1	1	25	22	—	—	—	1	0	<a href="http://city.shiroi.chiba.jp/detail/020-000572.html">http://city.shiroi.chiba.jp/detail/020-000572.html</a>
31 富里市	1	1	39	18	—	—	—	0	把握していない	<a href="http://www.city.tomisato.lg.jp/syozoku/010/gomi/shigen04.html">http://www.city.tomisato.lg.jp/syozoku/010/gomi/shigen04.html</a>
32 南房総市	1	1	82	42	—	—	—	0	把握していない	<a href="http://www.city.minamiboso.chiba.jp/000000922.html">http://www.city.minamiboso.chiba.jp/000000922.html</a>
33 匝瑳市	1	1	18	3	—	—	—	0	0	<a href="http://www.city.sosa.lg.jp/index.cfm/8,0,84,119.html">http://www.city.sosa.lg.jp/index.cfm/8,0,84,119.html</a>
34 香取市	1	1	49	36	—	—	—	0	0	<a href="http://www.city.katori.lg.jp/kurashi/guide/i001_02.html">http://www.city.katori.lg.jp/kurashi/guide/i001_02.html</a>
35 山武市	1	1	49	16	—	—	—	0	0	<a href="http://www.city.sammu.lg.jp/section/keizaikankyou/kankyouhozen/index.html">http://www.city.sammu.lg.jp/section/keizaikankyou/kankyouhozen/index.html</a>
36 いすみ市	0	0	0	0	—	0	—	0	0	—
37 酒々井町	1	1	10	3	—	—	—	0	0	—
38 栄町	0	1	0	13	—	0	—	0	0	<a href="http://town.sakae.chiba.jp/kurashi/gomi/hoio.html">http://town.sakae.chiba.jp/kurashi/gomi/hoio.html</a>
39 神崎町	1	1	4	0	—	—	—	0	0	<a href="http://www.town.kozaki.chiba.jp/choumin/gomi.htm">http://www.town.kozaki.chiba.jp/choumin/gomi.htm</a>
40 多古町	0	1	0	7	—	0	—	0	0	<a href="http://www.town.tako.chiba.jp/life/guide/gomi.html">http://www.town.tako.chiba.jp/life/guide/gomi.html</a>
41 東庄町	1	1	17	8	—	—	—	0	0	現在リニューアル中です
42 大網白里町	1	1	32	22	—	—	—	0	0	—
43 九十九里町	1	1	5	5	—	—	—	0	0	—
44 芝山町	1	1	1	2	—	—	—	0	0	—
45 横芝光町	0	1	0	4	—	0	—	0	0	<a href="http://www.town.yokoshibahikari.chiba.jp/oshirase/kankyoubousai/2009/namagomihojo.html">http://www.town.yokoshibahikari.chiba.jp/oshirase/kankyoubousai/2009/namagomihojo.html</a>
46 一宮町	1	0	14	0	—	0	—	0	0	—
47 睦沢町	0	1	0	3	—	0	—	0	0	<a href="http://www.town.mutsuzawa.chiba.jp/choumin.html">http://www.town.mutsuzawa.chiba.jp/choumin.html</a>
48 長生村	0	1	0	6	—	0	—	0	0	<a href="http://www.vill.chosei.chiba.jp/">http://www.vill.chosei.chiba.jp/</a>
49 白子町	1	1	24	3	—	—	—	0	0	<a href="http://www.town.shirako.chiba.jp/kurashi/sumai/gomi.html">http://www.town.shirako.chiba.jp/kurashi/sumai/gomi.html</a>
50 長柄町	1	0	12	0	—	0	—	0	0	—
51 長南町	1	1	8	3	—	—	—	0	0	—
52 大多喜町	0	1	0	3	—	0	—	0	0	—
53 御宿町	1	1	2	4	—	—	—	0	0	—
54 鋸南町	0	0	0	0	—	0	—	0	0	—
合計	44	48	2328	1946	0	1	9	4	0	

